

第二期桶川市子ども・子育て支援事業計画

(令和2~6年度)



令和2年3月

桶川市

『子どもがのびのびと個性豊かに育ち、 育てられるまち』の実現を目指して



子どもは、未来への希望であり、社会の宝です。

子ども達の健やかな成長と子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき重要な課題のひとつであると考えます。

本市では、子ども・子育て新制度に基づき、平成27年3月に「桶川市子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）」を策定し、認可保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等の整備を進めるとともに、18歳までの医療費無料化や国民健康保険の第2子以降の均等割免除、「子育て世代包括支援センター（オケちゃる）」を通した相談事業の充実のほか、「オケちゃん子ども・子育て応援基金」を創設し活用するなど、子ども・子育て支援事業の推進を図ってまいりました。

しかし、我が国における急速な少子化の進行や家庭を取り巻く環境の変化に対応するためには、更に一歩すすめ、障害、疾病、虐待、貧困等、社会的な支援が必要な子どもやその家族を含め、全ての子どもと子育て家庭を対象とした新たな施策を展開していく必要があります。

そのため、本市では「第二期桶川市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）」を策定し、共働き家庭の増加や就労形態の多様化に対応するとともに、子どもが集団の中で育ち合うことができるよう、質の高い幼児期の教育・保育の確保や放課後の総合的な居場所づくりに取り組んでまいります。

また、保護者の就労の有無にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感等を和らげ、男女共に子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができる地域社会を目指し、妊娠から出産、子育てまで、切れ目なく相談ができる体制の更なる充実を図るとともに、「子どもの最善の利益」を確保してまいります。

結びに、この計画の策定にあたりご尽力いただきました「桶川市こども育成審議会委員」の皆様をはじめ、「桶川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」等にご協力いただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和2年3月

桶川市長

小野克典

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の実施期間	4
4 計画の策定体制	4

第2章 桶川市の子ども・子育ての現状

1 児童数と少子化の動向	6
2 家庭の状況	10
3 ニーズ調査にみる子ども・子育ての状況	12
4 子育て支援施設の現状	30
5 第二期子ども・子育て支援事業計画に向けた考え方	31

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	34
2 基本目標	35

第4章 具体的な施策の展開

1 施策の体系	38
2 重点的な取組事業	39
3 具体的な取り組み	40

第5章 法定事業の量の見込みと確保方策

1 法定事業の量の見込みと確保方策の概要	60
2 子ども・子育て支援事業計画の評価	63
3 教育・保育の確保方策	66
4 地域子ども・子育て支援事業の確保方策	68

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	78
2 計画の進行管理	78

資料編

1 計画策定の経過	80
2 桶川市こども育成審議会委員名簿	81
3 桶川市こども育成審議会条例	82
4 用語解説	84

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国は、約30年前、今後、急速な少子化時代へ突入していくという問題に直面しました。

そして、現在も、核家族化や地域とのつながりの希薄化といった子育て家庭を取り巻く環境の変化や、経済的な事情などから、子どもを産み育てるに不安を感じている若者が少なくありません。

また、男女共同参画の推進や経済的な事情から、共働き家庭は増加していますが、男性の長時間労働は改善に至っておらず、母親の育児への負担感は依然大きいままとなっています。

このような状況の中、「児童虐待」という最悪の事件が発生してしまうケースや、生活困窮世帯の増加による「子どもの貧困」という新たな社会問題が浮上してきています。

国は、これまで、次世代を担う子どもの育ちに関する課題に対応するため、子育て世代への経済面の支援や保育サービス等の基盤整備、また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等、様々な政策を打ち出してきました。そして、平成24年には「子ども・子育て関連3法」を策定し、平成27年度から、「子ども・子育て支援新制度」を創設したことで、待機児童解消に一定の効果が上がっています。

しかし、都市部においては未だ待機児童問題が解消されず、少子化による人口減少についても進行を止められない状況です。そのため、国は平成29年に「子育て安心プラン」を公表し、女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿を確保することとし、幼児教育・保育の無償化等に消費税率10%への引き上げによる財源を投入することとしました。

このような社会情勢を背景として、本市においても、子ども・子育て支援新制度に基づき「桶川市子ども・子育て支援事業計画」（平成27～31年度）を策定し、様々な事業に取り組んできました。しかし、多様化する市民の生活実態に配慮しながら、切れ目のない子育て支援を実現していくためには、絶えず、課題と向き合っていく必要があります。

そのため、本市では、市民の就労、結婚、出産、子育てに対する希望を実現することができる環境を整え、子どもも大人もさらに幸せに暮らせるまちを目指し「第二期桶川市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

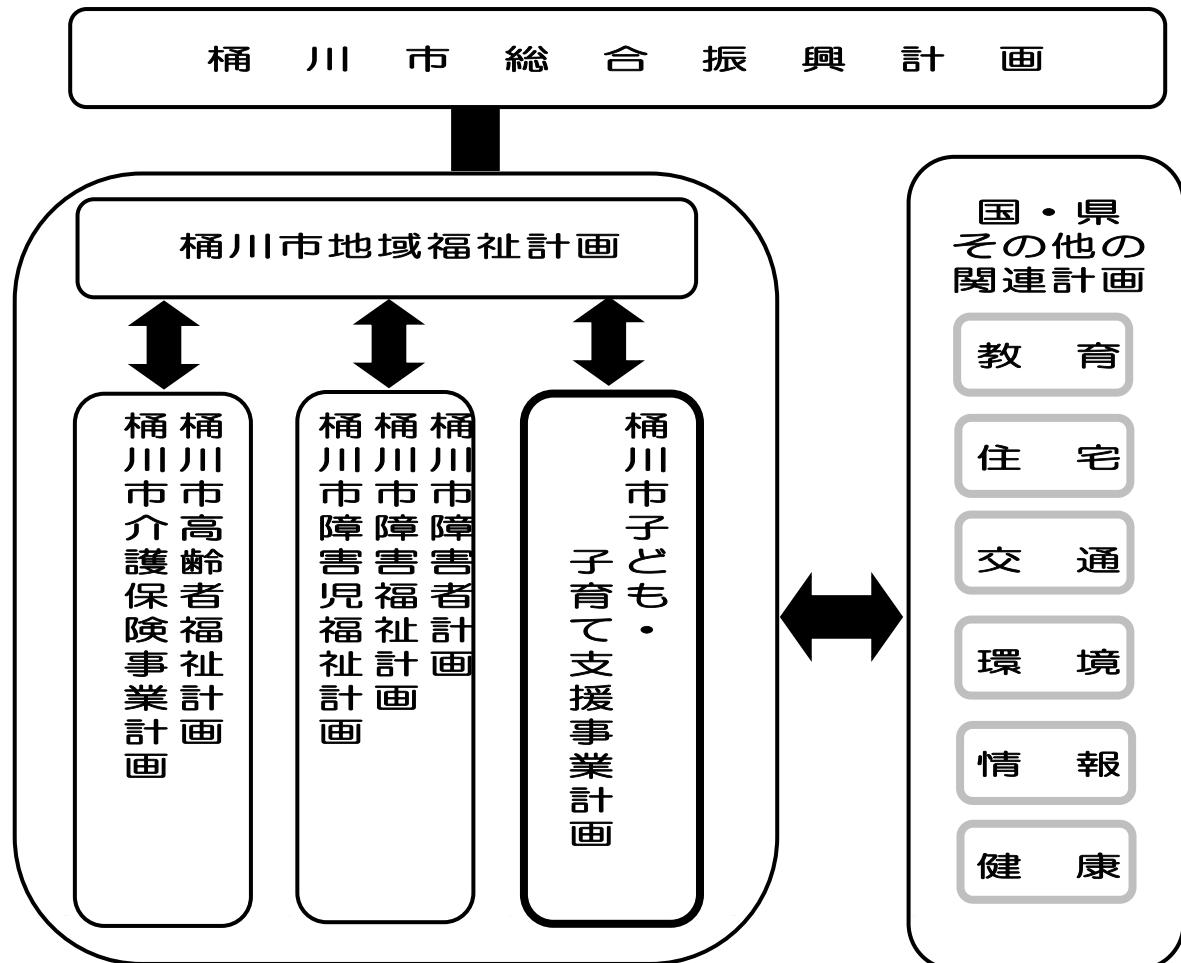
桶川市子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）は、子ども・子育て支援法（以下、「支援法」という。）第1条の目的、第2条の基本理念をふまえ、同法第61条に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画であり、具体的な内容については、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針をふまえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の内容を併せ持った計画となっているほか、母子保健法、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する法律など、子どもが健やかに育つために必要な事項を示した関連法の内容をふまえ、本市がその支援策を推進するための基本的かつ総合的な計画として位置づけるものです。

(2) 桶川市計画体系等における位置づけ

本計画は「桶川市総合振興計画」及び「桶川市地域福祉計画」を上位計画とし、母子保健・医療、児童福祉、障害者福祉、教育関係など、子ども・子育てに関する施策を総合的に進めるための計画として位置づけます。

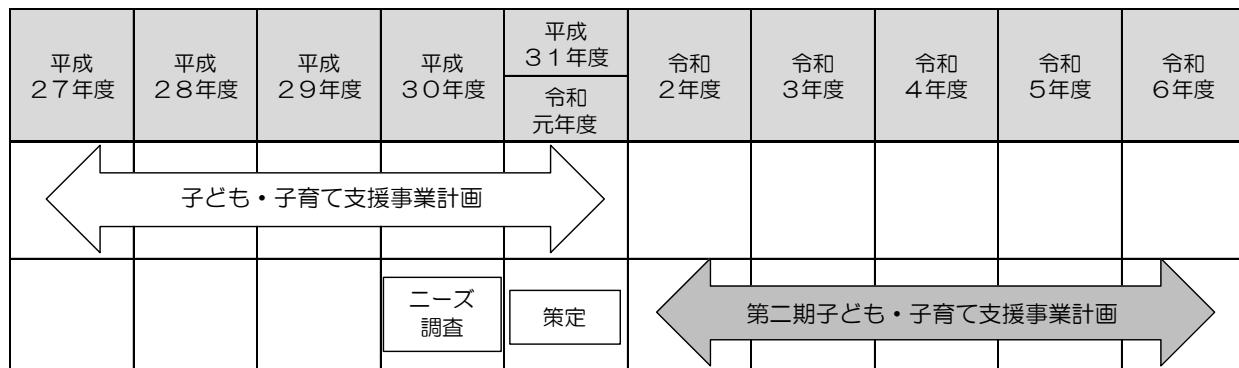
また、「埼玉県子育て応援行動計画」をはじめとする関連計画等との調和のとれた計画として策定するものです。



3 計画の実施期間

本計画の実施期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

今後、社会情勢の変化や関連法令の改正等があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議等の設置

本計画の策定にあたっては、知識経験者、関係団体の代表者及び市民等により構成される「桶川市こども育成審議会」（地方版子ども・子育て会議）において、計画内容を総合的に審議しました。

また、市の関係各課で組織される「桶川市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会」を設置し、計画の立案及び素案の策定を行いました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、当市における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前の子どもや小学生をもつ保護者を対象とした「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という。）を平成30年11月に実施しました。

(3) パブリック・コメントの実施

本計画を策定する過程において、「桶川市パブリック・コメント手続き実施要綱」に基づき、計画案の内容を広く市民等に公表し、意見及び情報を募集しました。

第2章 桶川市の子ども・子育ての現状

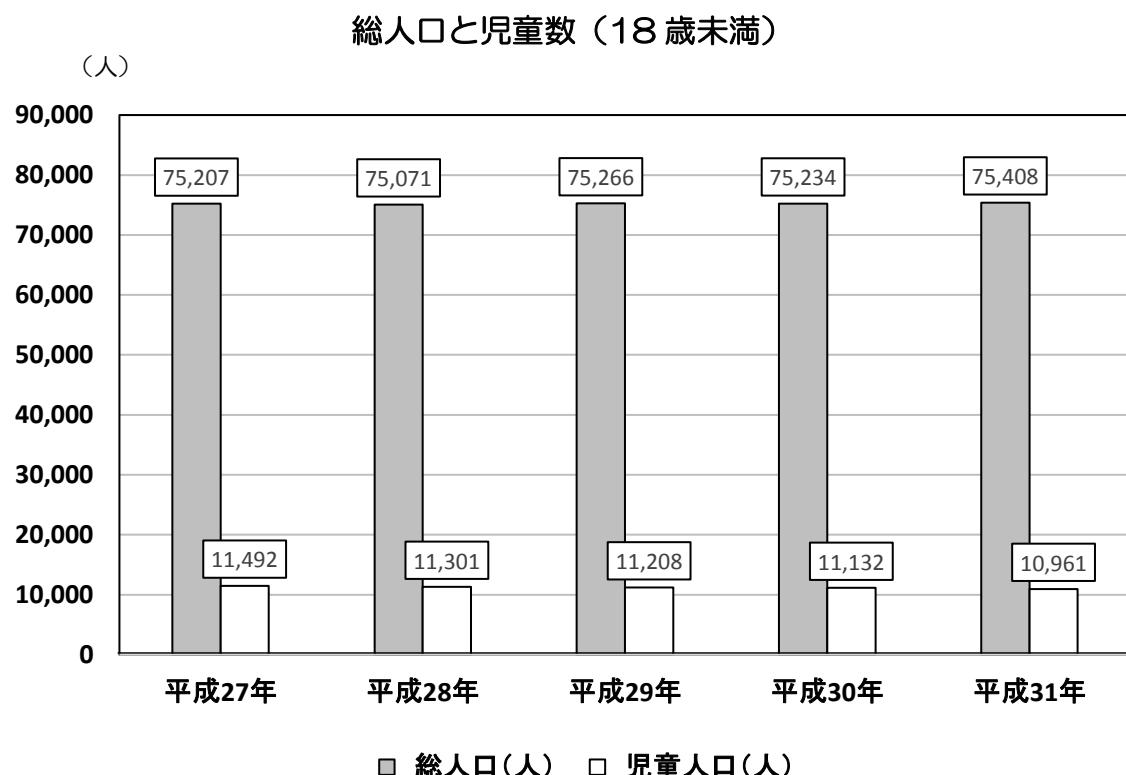
第2章 桶川市の子ども・子育ての現状

1 児童数と少子化の動向

(1) 総人口と児童人口の推移

本市の総人口はほぼ横ばいとなっていますが、児童人口（18歳未満）については、平成27年の11,492人から少しづつ減少傾向にあり、平成31年には10,961人となっています。

また、総人口に占める児童人口の割合は、平成27年の15.3%から平成31年には14.5%となり、毎年減少しています。



資料：住民基本台帳（外国人を含む）（各年1月1日）

1 児童数と少子化の動向

第2章

単位：人

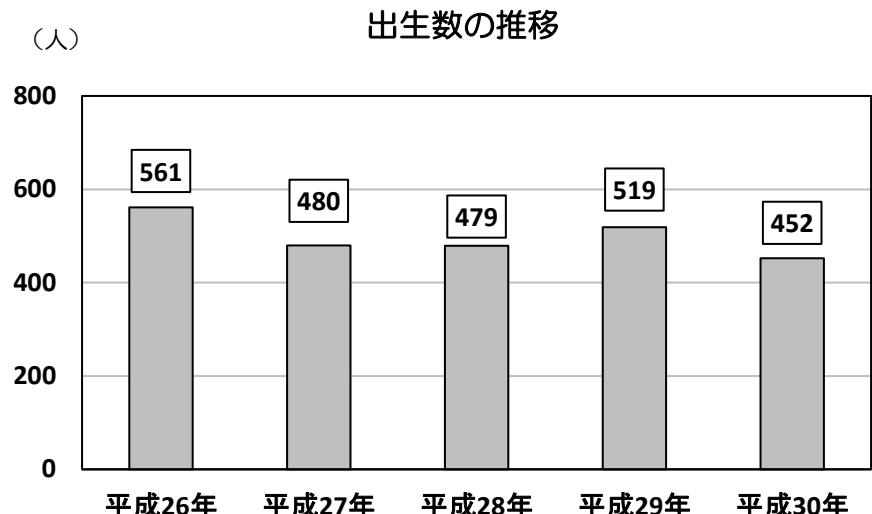
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	75,207	75,071	75,266	75,234	75,408
児童人口	11,492	11,301	11,208	11,132	10,961
0歳	557	480	480	520	458
1歳	531	591	508	511	555
2歳	569	549	597	534	523
3歳	620	570	560	601	544
4歳	536	618	585	572	601
5歳	597	552	630	597	575
6歳	610	595	566	636	603
7歳	630	612	589	572	638
8歳	641	631	616	589	577
9歳	620	633	640	618	600
10歳	684	624	636	640	622
11歳	661	679	623	642	644
12歳	720	662	687	628	637
13歳	661	723	662	687	634
14歳	721	658	724	658	691
15歳	703	727	664	726	658
16歳	686	708	732	665	730
17歳	745	689	709	736	671
就学前	3,410	3,360	3,360	3,335	3,256
小学生	3,846	3,774	3,670	3,697	3,684
中学生	2,102	2,043	2,073	1,973	1,962
高校生	2,134	2,124	2,105	2,127	2,059
児童数の割合	15.3%	15.1%	14.9%	14.8%	14.5%

資料：住民基本台帳（外国人を含む）（各年1月1日）

第2章 桶川市の子ども・子育ての現状

(2) 出生数の推移

本市における出生数は、最近の5年間で比較した場合、平成26年の561人をピークに減少傾向にあります。



資料：埼玉県保健統計年報

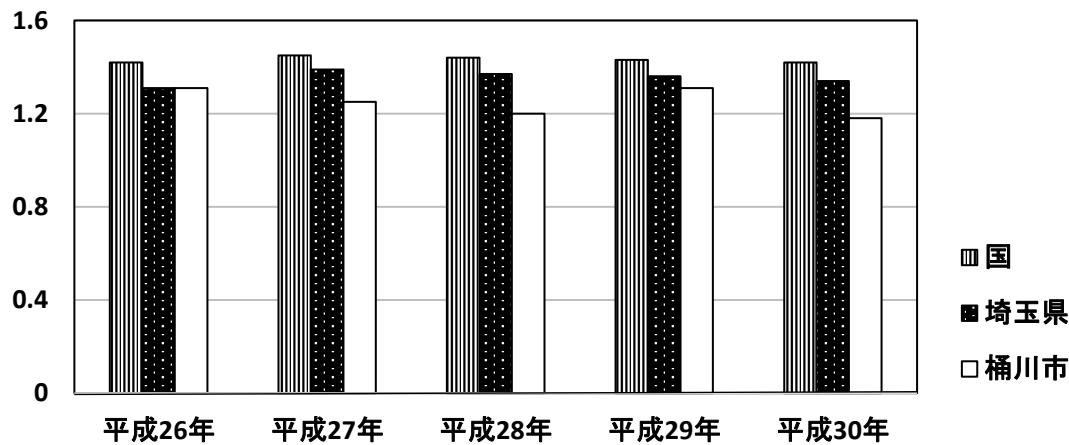
(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数）は、増減を繰り返し平成29年には1.31となっていますが、全国や埼玉県の値と比べると低い水準になっています。

合計特殊出生率

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
国	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42
埼玉県	1.31	1.39	1.37	1.36	1.34
桶川市	1.31	1.25	1.20	1.31	1.18



資料：埼玉県人口動態統計

(4) 今後の総人口と児童人口

本市の人口を平成31年（現況）と5年後の令和6年（推計）で比較した場合、総人口が減少することに加え、とりわけ0～17歳の人口と人口比率が減少し、65歳以上の人口が増加することが見込まれます。

本計画の実行期間における人口推計

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	75,408	75,181	74,912	74,591	74,241	73,859
児童人口	10,961	10,842	10,657	10,527	10,363	10,246
0歳	458	481	475	469	465	461
1歳	555	482	507	500	493	488
2歳	523	565	490	516	508	502
3歳	544	526	568	493	519	511
4歳	601	549	531	573	497	523
5歳	575	607	554	536	579	502
6歳	603	579	611	558	539	582
7歳	638	607	582	614	561	543
8歳	577	639	608	582	615	561
9歳	600	578	641	609	584	616
10歳	622	601	580	642	610	586
11歳	644	623	602	580	643	611
12歳	637	646	625	604	582	645
13歳	634	638	648	625	605	583
14歳	691	636	639	648	627	606
15歳	658	692	637	640	650	628
16歳	730	661	696	640	644	653
17歳	671	732	663	698	642	645
就学前	3,256	3,210	3,125	3,087	3,061	2,987
小学生	3,684	3,627	3,624	3,585	3,552	3,499
中学生	1,962	1,920	1,912	1,877	1,814	1,834
高校生	2,059	2,085	1,996	1,978	1,936	1,926
18～64歳	42,749	42,483	42,208	41,913	41,755	41,481
65歳以上	21,698	21,856	22,047	22,151	22,123	22,132

※ 推計方法は、平成28年から平成31年の住民基本台帳人口（1月1日現在）を基に、コーホート変化率法により算出。

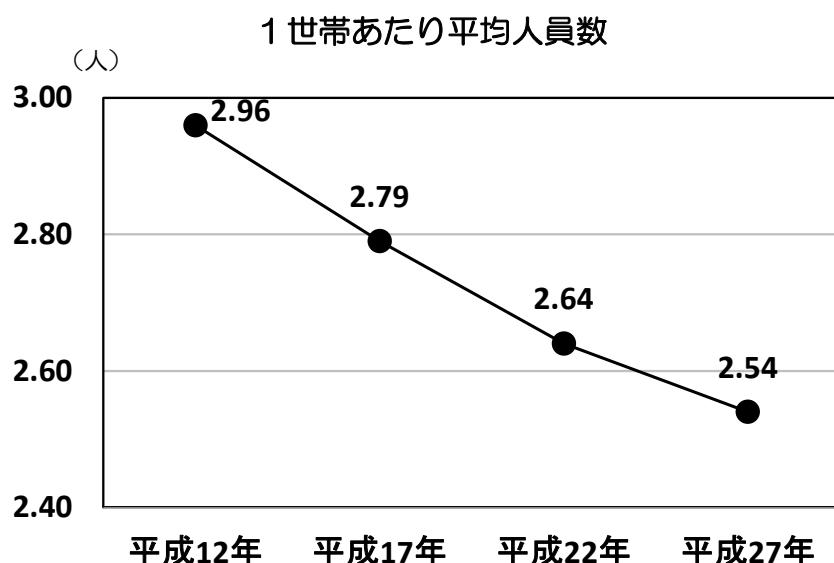
2 家庭の状況

(1) 家庭の形態

本市の1世帯あたりの平均人員数は減少傾向にあり、平成12年が2.96人、平成17年が2.79人、平成22年が2.64人、平成27年が2.54人となっています。

また、18歳未満の子どものいる世帯の87.3%が核家族であり、年々増えています。

核家族化に伴い、子育て家族の孤立が考えられることから、地域の中でより安心して子育てができる環境づくりが必要となります。



資料：国勢調査

18歳未満の子どものいる世帯の形態

	核家族世帯	その他の世帯
平成12年	81.4%	18.6%
平成17年	82.7%	18.7%
平成22年	85.4%	14.6%
平成27年	87.3%	12.7%

資料：国勢調査

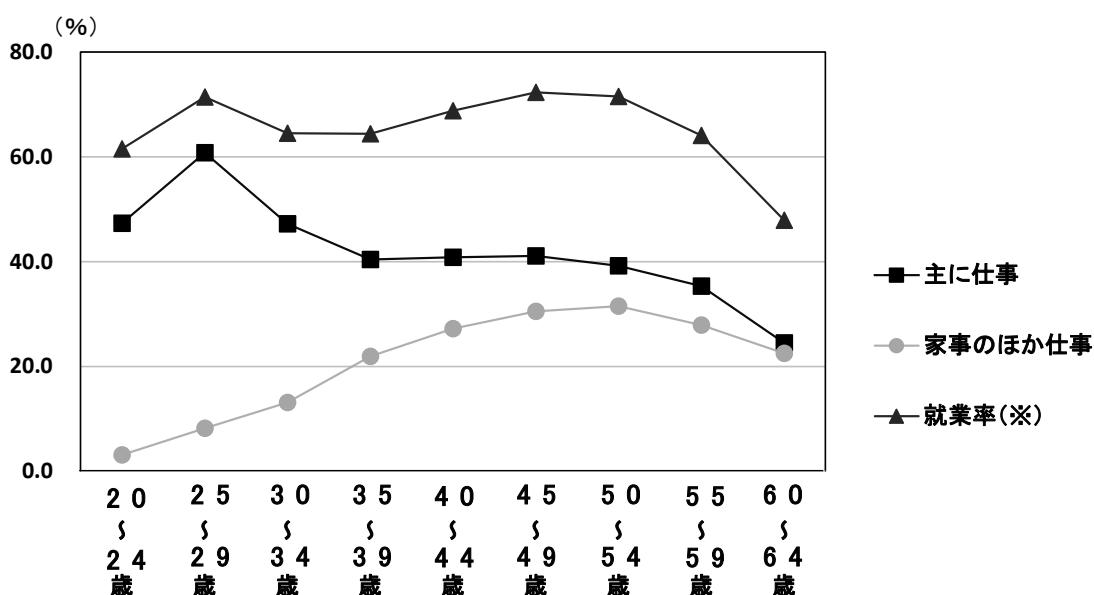
(2) 女性の就労状況

本市の女性の就労状況をみると、「30~34歳」で就業率が減少しますが、再び「40~44歳」になると増加します。30歳代以上の就業率のピークは「45~49歳」で72.3%となっています。就労形態をみると、20歳代は「主に仕事」の比率が高くなっていますが、50歳以上は、「主に仕事」と、「家事のほか仕事」がほぼ同数となっています。

女性の働き方が、結婚・出産・育児と大きく関わっていることから、今後は働く女性も安心して利用できる教育・保育の充実など、働く環境の整備が必要となっています。

女性の就労状況

	女性人口	主に仕事	家事のほか仕事	就業率(※)
20~24歳	1,713人	47.3%	3.1%	61.5%
25~29歳	1,690人	60.8%	8.2%	71.4%
30~34歳	1,929人	47.2%	13.1%	64.5%
35~39歳	2,304人	40.4%	21.9%	64.4%
40~44歳	2,995人	40.8%	27.2%	68.8%
45~49歳	2,679人	41.1%	30.5%	72.3%
50~54歳	2,279人	39.2%	31.5%	71.5%
55~59歳	2,147人	35.3%	27.9%	64.1%
60~64歳	2,555人	24.5%	22.5%	47.9%



※ 就業率：「女性人口」のうち、就業総人口（「主に仕事」、「家事のほか仕事」、「通学のかたわら仕事」、「休業者」の総数）の割合

資料：国勢調査（平成27年）

3 ニーズ調査による子ども・子育ての状況

(1) 調査の目的

本市では、平成27年3月に「桶川市子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）」を策定し、子育て支援のための様々な施策を推進してきました。このニーズ調査は、「第二期子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）」の策定に伴い、市民の子ども・子育て支援に関する実態や要望・意見を把握するために行いました。

(2) 調査の設計・回収結果

調査対象	就学前児童保護者	小学生保護者
調査方法	郵送配布・回収	
調査期間	平成30年11月21日～12月7日	
発送数	1,000通	1,000通
回収数	631通	566通
回収率	63.1%	56.6%

●図表の読み方

- ・図表中の「N」(=Number)は、設問への回答者数を示しています。
- ・調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、小数点第1位までを表示しています。回答者比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- ・複数回答形式の設問については、その設問の回答者数を基数として比率を算出しています。全ての回答比率の合計が100%を超えることがあります。

(3) 調査結果

※ 特に表記がない項目については、「就学前」の調査結果となっています。

保護者の就労状況について

①保護者の就労状況

保護者の就労状況の中で、母親は、就学前に比べて小学生で「現在、就労している」という回答が多くなっており、小学生に比べて就学前で「現在、就労していない」という回答が多くなっています。

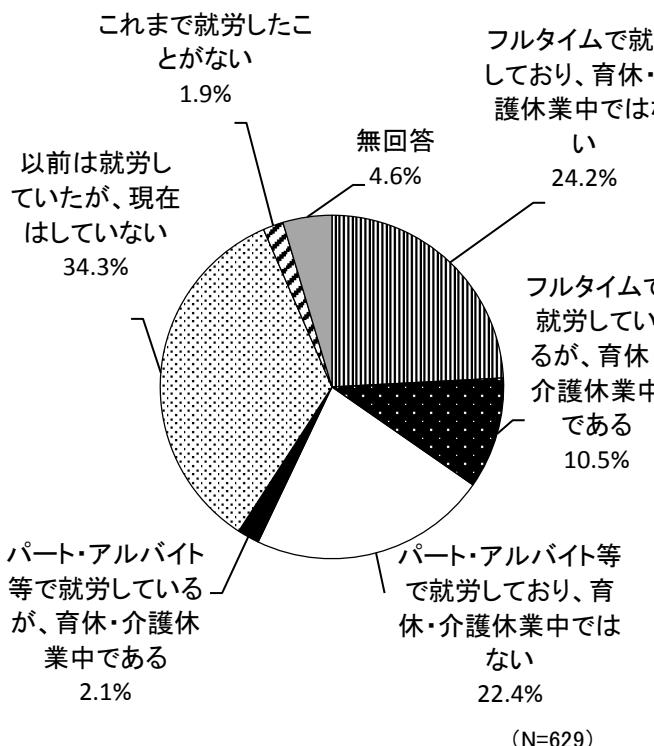
母親のパート・アルバイト等の就労については、就学前の22.4%から小学生では48.5%と、約26%の増となっています。

父親は、就学前、小学生ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が回答の大半を占めています。

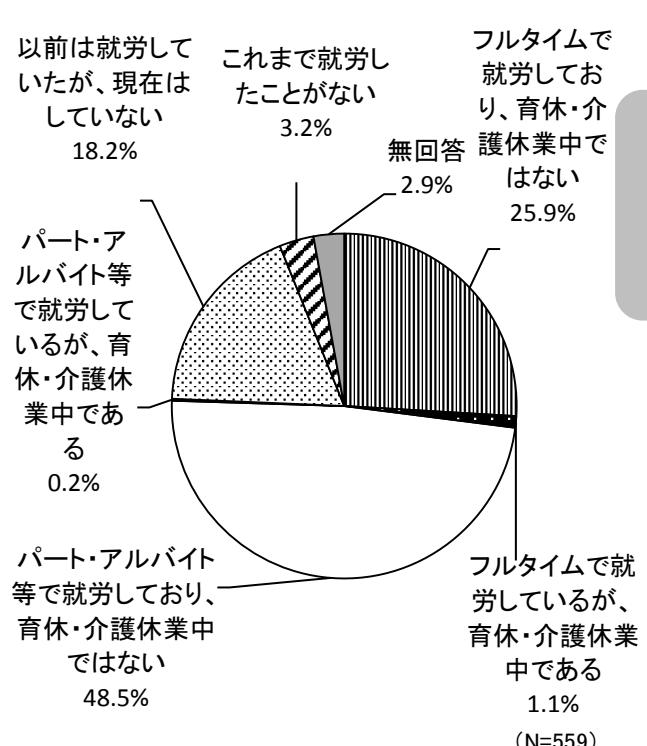
3 ニーズ調査にみる子ども・子育ての状況

◎母親

●就学前

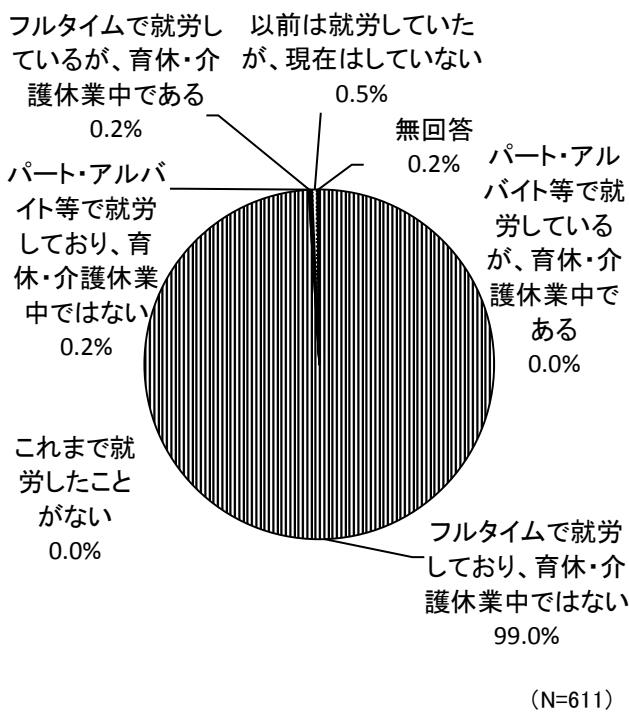


●小学生

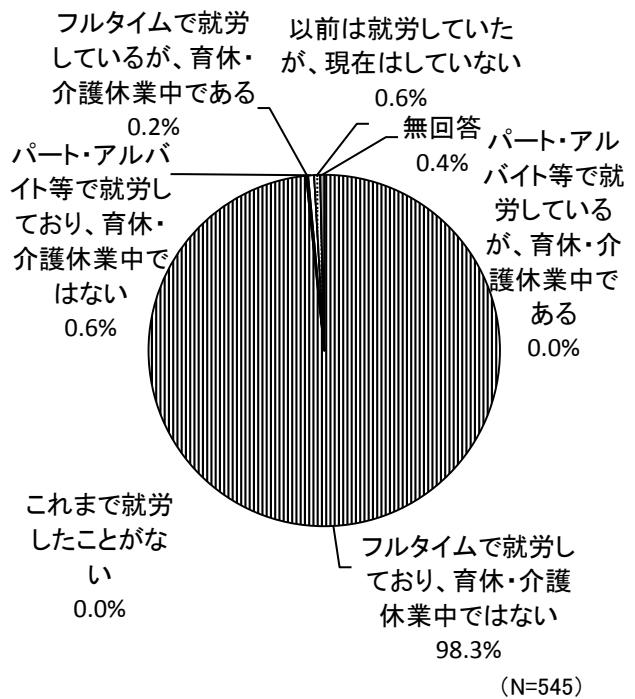


◎父親

●就学前



●小学生



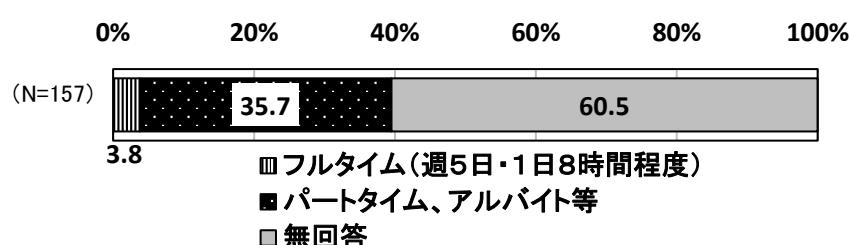
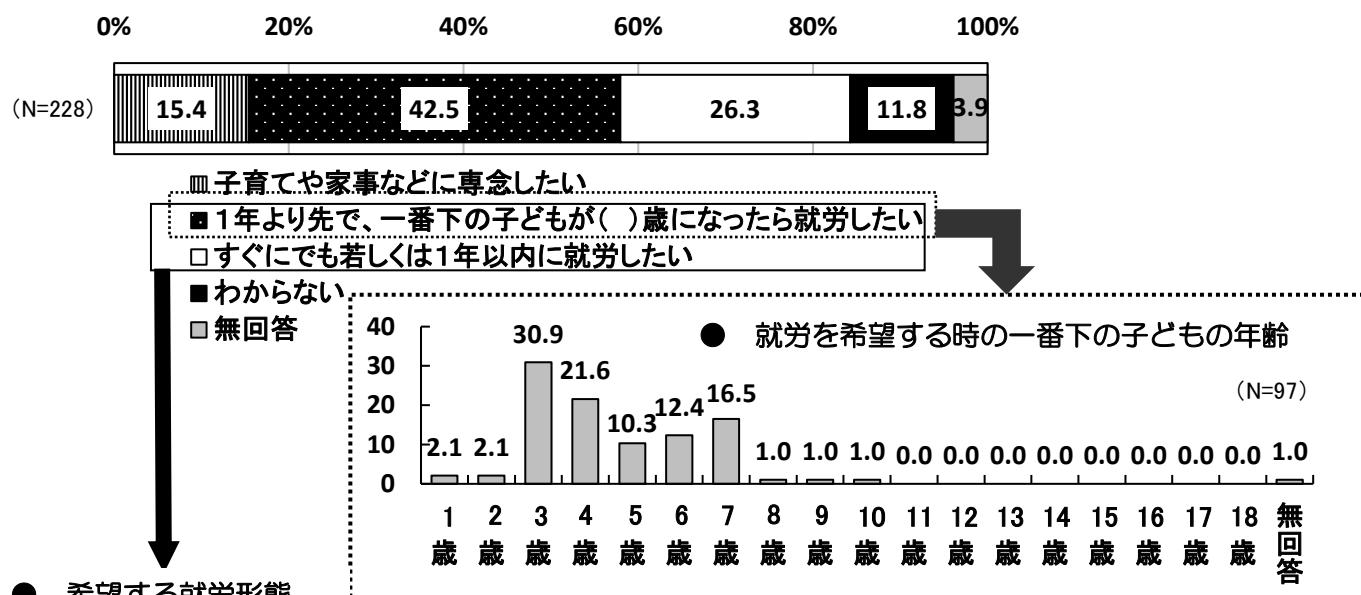
第2章 桶川市の子ども・子育ての現状

②母親の就労希望

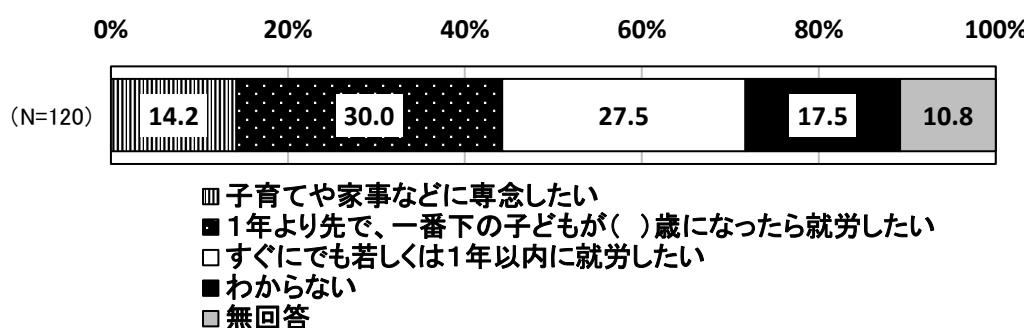
母親の就労希望については、就学前で68.8%、小学生で57.5%が就労を希望しています。また、就学前で就労希望のある母親のうち、「1年より先で、一番下の子どもが（ ）歳になったら就労したい」と回答した人が42.5%となっており、そのうち就労を希望する一番下の子どもの年齢は「3歳」が30.9%と最も多く、次いで「4歳」が21.6%となっています。

また、希望する就労形態については、「パートタイム、アルバイト等」が35.7%と最も多くなっています。

◎就学前

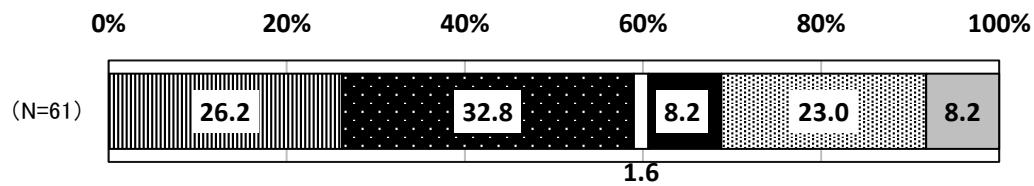


◎小学生



③就労希望があるのに働いていない理由

就労希望があるのに働いていない理由としては、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が32.8%と最も多くなっています。



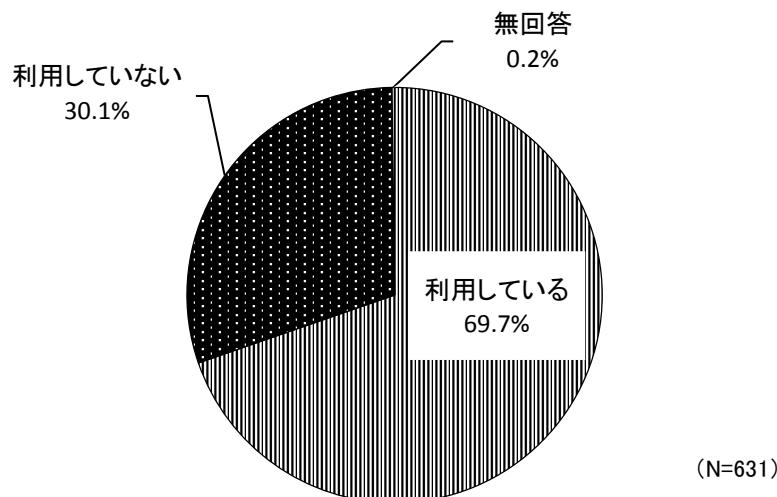
- 希望する保育施設に入所できれば、就労したい
- 働きながら子育てできる適當な仕事がない
- 自分の知識、能力にあう仕事がない
- 家族の考え方(親族の理解が得られない)等、就労する環境が整っていない
- その他
- 無回答

第2章 桶川市の子ども・子育ての現状

保育事業の利用について

①現在の利用状況

平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況については、「利用している」が69.7%、「利用していない」が30.1%となっています。

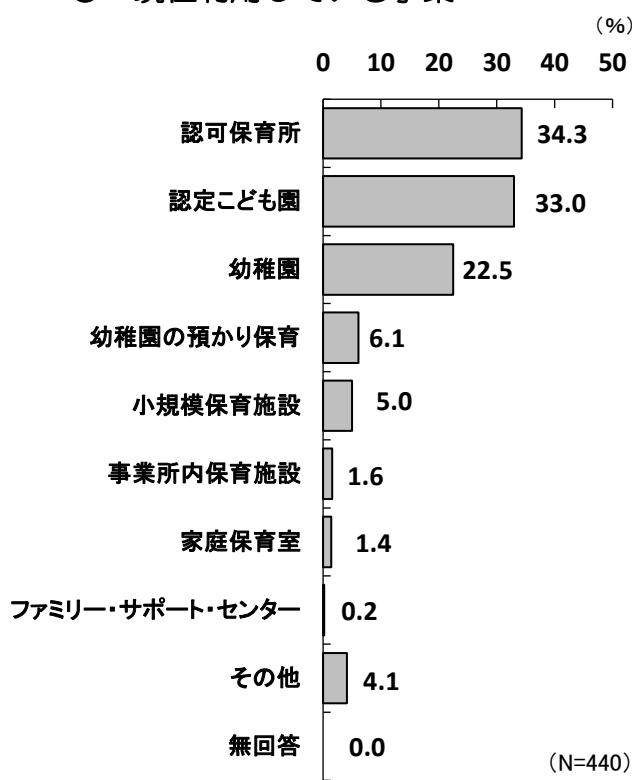


②現在利用している平日の定期的な教育・保育事業と今後の利用希望（複数回答）

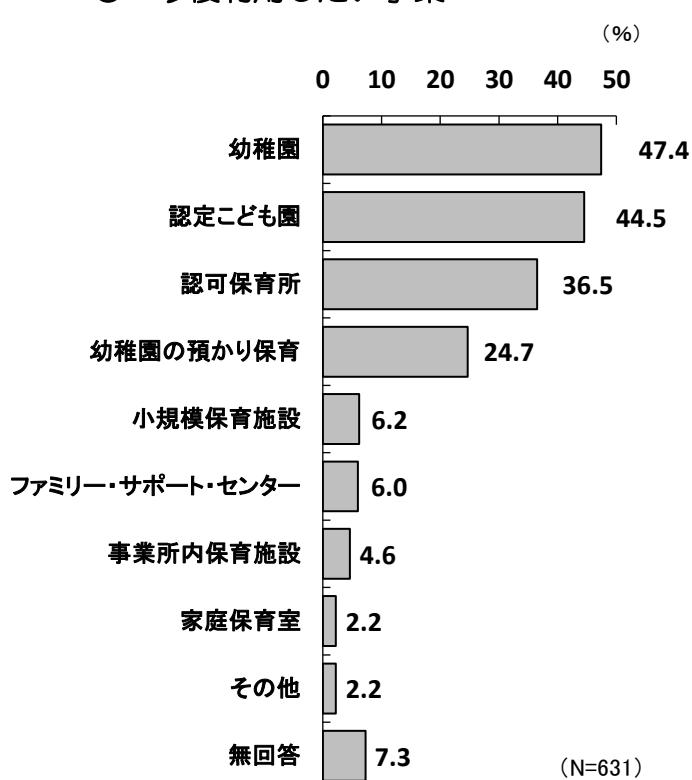
現在利用している平日の定期的な教育・保育事業は「認可保育所」が34.3%と最も多くなっています。次いで「認定こども園」が33.0%、「幼稚園」が22.5%と続いています。

今後利用を希望する定期的な教育・保育事業は「幼稚園」が47.4%と最も多く、「認定こども園」が44.5%、「認可保育所」が36.5%となっています。

◎ 現在利用している事業



◎ 今後利用したい事業

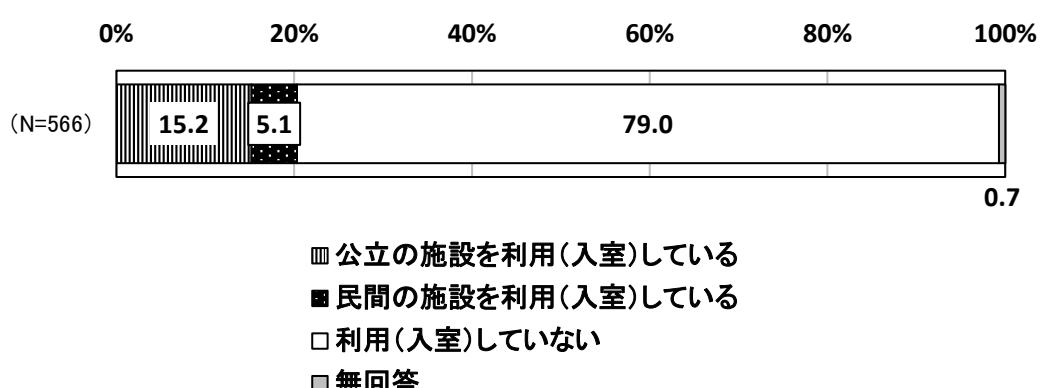


3 ニーズ調査にみる子ども・子育ての状況

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の利用について

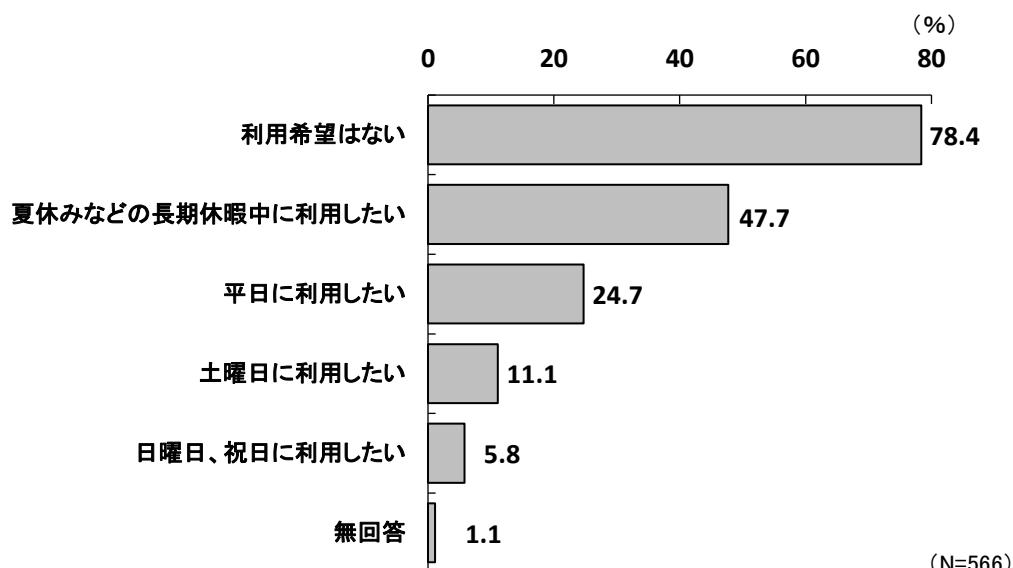
①放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の利用状況（小学生）

放課後児童クラブの利用については、「利用している」が20.3%となっており、そのうち「公立の施設を利用（入室）している」が15.2%、「民間の施設を利用（入室）している」が5.1%となっています。



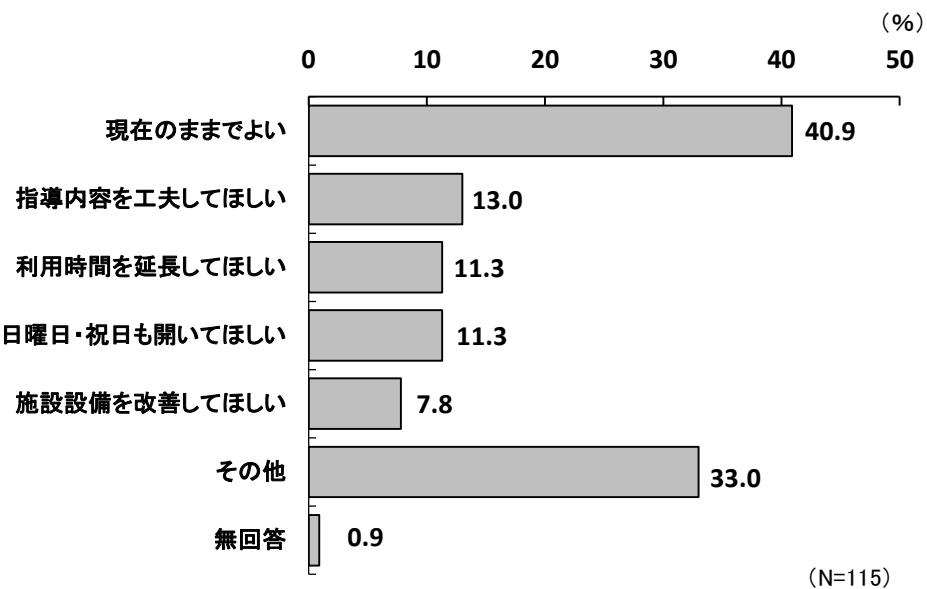
②放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の今後の利用希望の有無（小学生）

放課後児童クラブへの利用希望については、「利用希望はない」が78.4%と最も多く、次いで「夏休みなどの長期休暇中に利用したい」という回答が47.7%となっています。



③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）への要望（小学生）

放課後児童クラブへの要望については、「現在のままでよい」が40.9%と最も多くなっています。

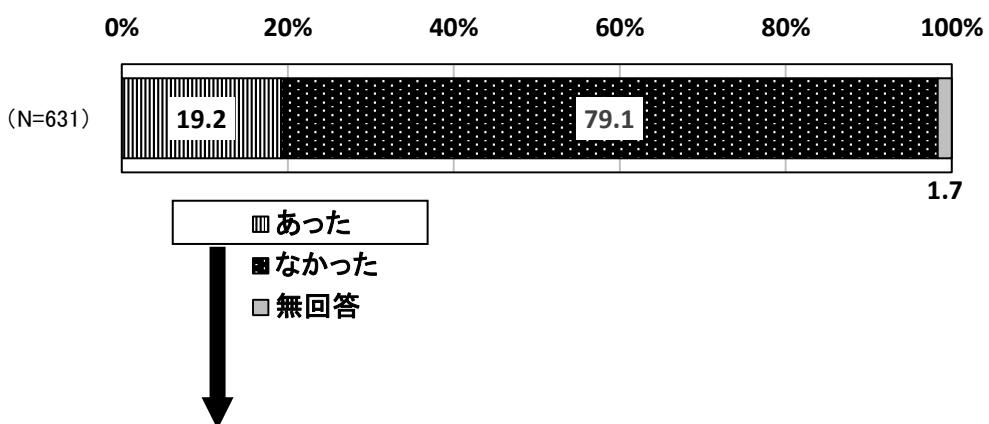


3 ニーズ調査にみる子ども・子育ての状況

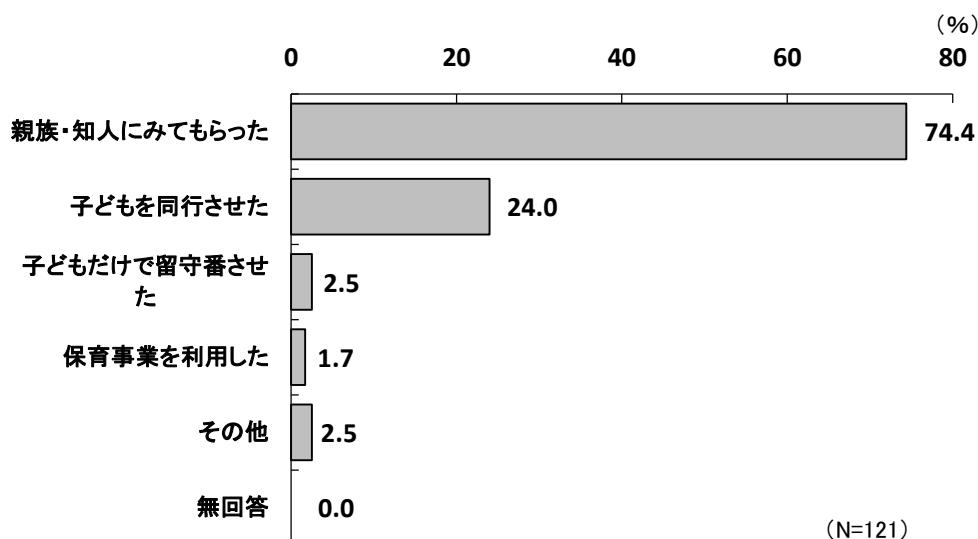
子育て短期支援事業（ショートステイ）について

①泊まりがけで家族以外に預けた経験の有無

令和元年現在、本市においてショートステイは実施していませんが、保護者の用事により、子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことが「あった」という回答は19.2%となりました。さらに、その対処法として「親族・知人にみてもらった」が74.4%と最も多く、次いで「子どもを同行させた」が24.0%となっています。



● その対処方法

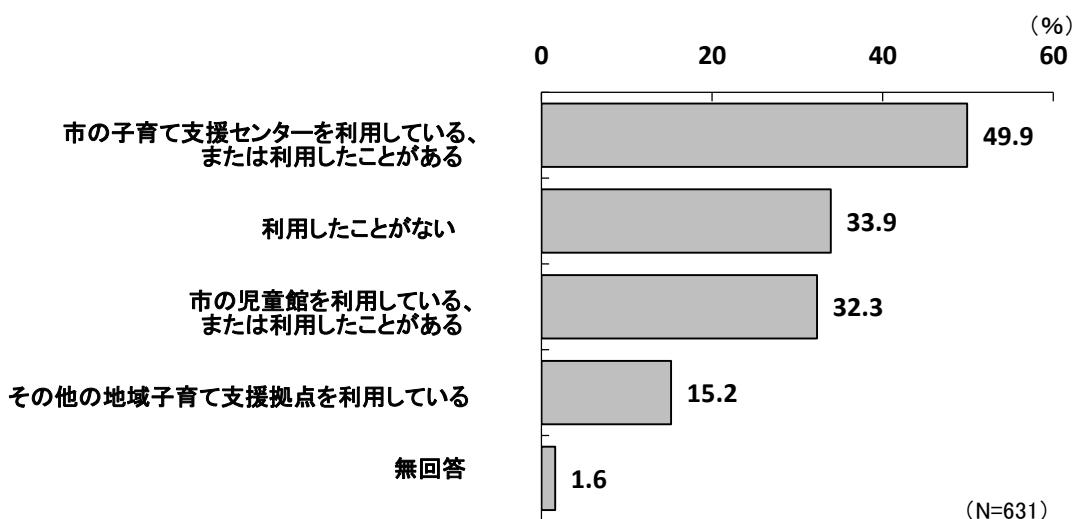


第2章 桶川市の子ども・子育ての現状

地域子育て支援拠点事業について

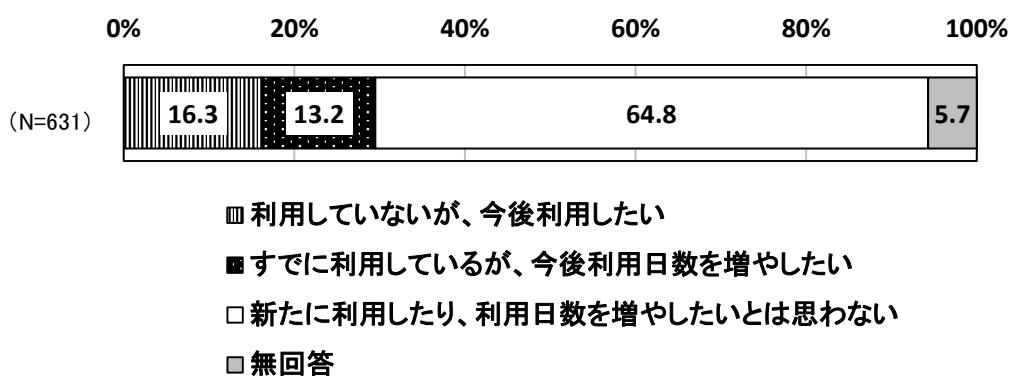
①地域子育て支援拠点事業の利用状況（複数回答）

地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「市の子育て支援センターを利用している、または利用したことがある」が49.9%、「利用したことがない」が33.9%となっています。



②地域子育て支援拠点事業の利用意向

地域子育て支援拠点事業の利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が64.8%、「利用していないが、今後利用したい」が16.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が13.2%となっています。



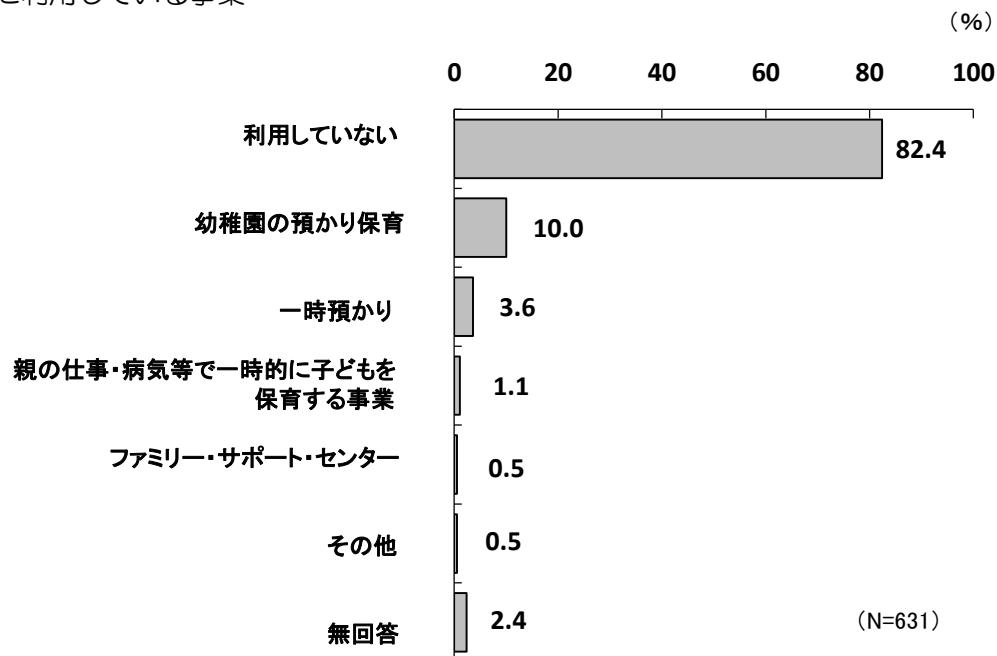
3 ニーズ調査にみる子ども・子育ての状況

一時預かりについて

①不定期に利用している事業

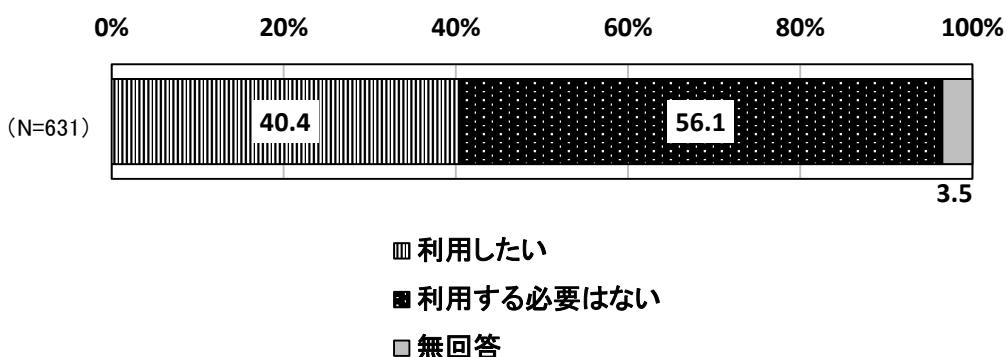
不定期に利用している事業については、「利用していない」が82.4%となっており、一時預かりを利用している（「幼稚園の預かり保育」及び「一時預かり」）割合は、13.6%となっています。

● 不定期に利用している事業



②一時預かりの利用希望

一時預かりを「利用したい」という回答は、40.4%となっています。



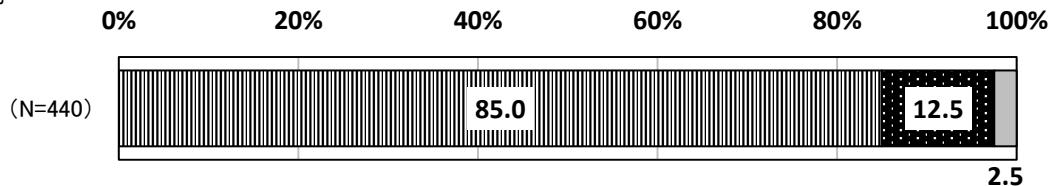
第2章 桶川市の子ども・子育ての現状

病児・病後児保育について

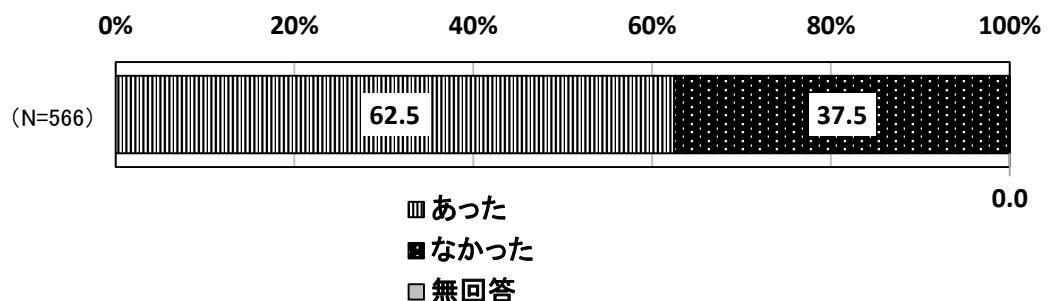
①子どもが病気やけがで通常の教育・保育事業が利用できなかった経験の有無

この1年間に子どもの病気やけがで、通常の保育サービスが利用できなかったことが「あった」という回答は就学前で85.0%、小学生で62.5%とそれ多くなっています。

●就学前



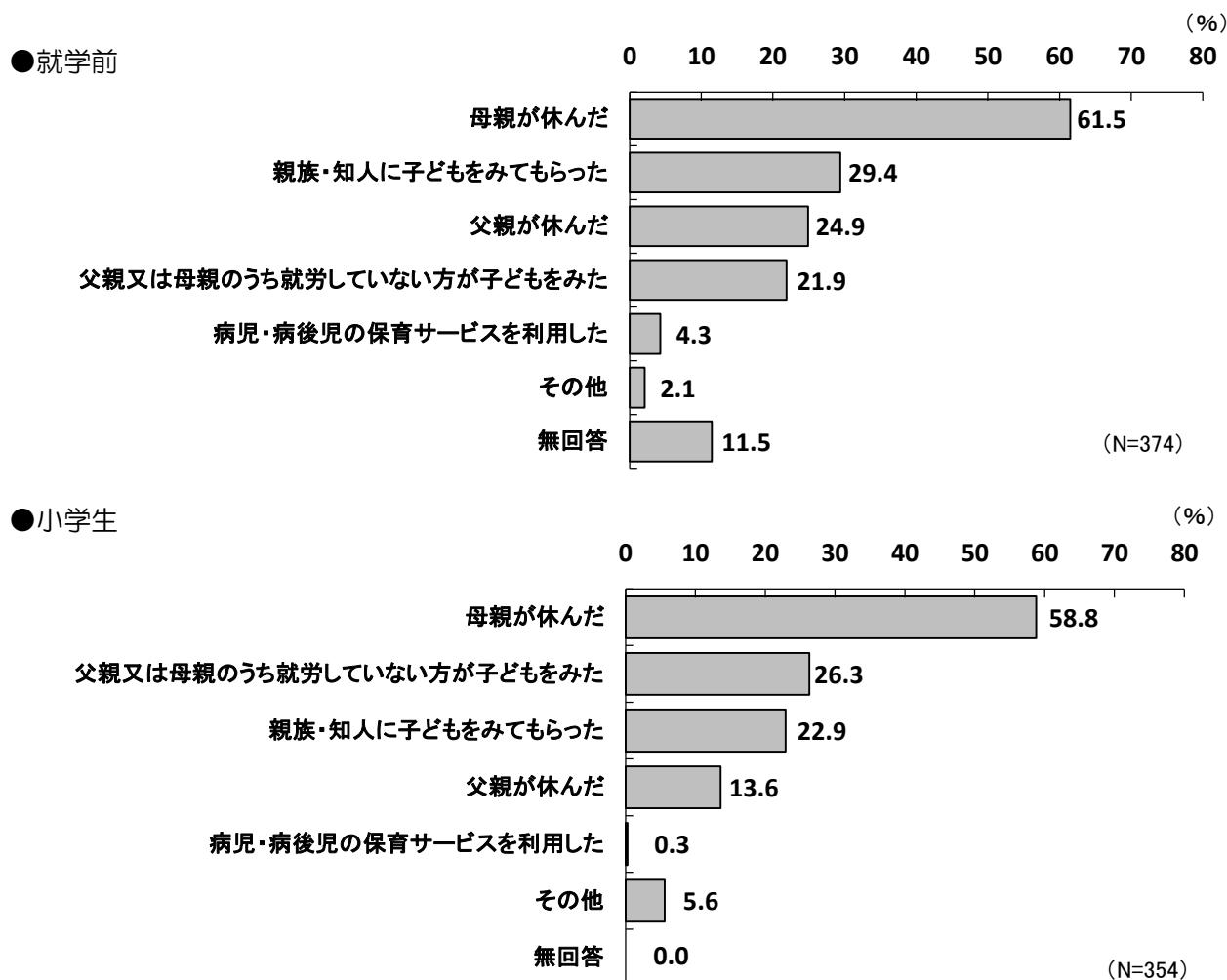
●小学生



3 ニーズ調査にみる子ども・子育ての状況

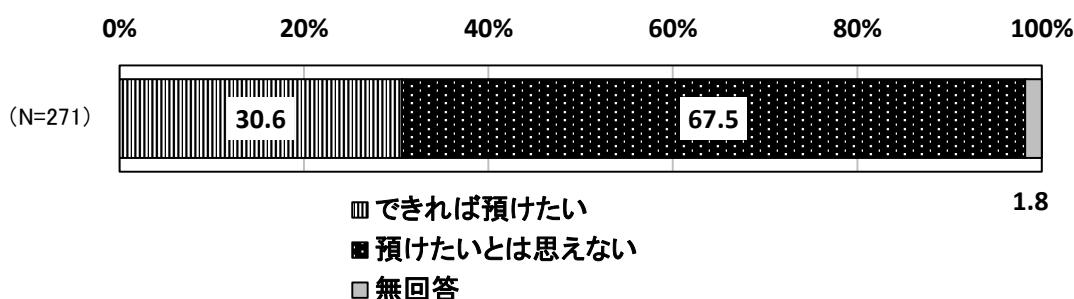
②子どもの病気やけがで通常の保育を利用できなかったときに入った対処法

通常の保育サービスを利用できなかったときの対処法として、「母親が休んだ」という回答が最も多く、就学前で61.5%、小学生で58.8%となっています。次いで就学前では「親族・知人に子どもをみてもらった」が29.4%となっていますが、小学生については、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもを見た」が26.3%となっています。「病児・病後児の保育サービスを利用した」への回答は、就学前で4.3%、小学生で0.3%となっています。



③病後児のための保育施設等の利用意向（就学前）

病後児のための保育施設等の利用意向については、30.6%が「できれば預けたい」と回答しています。



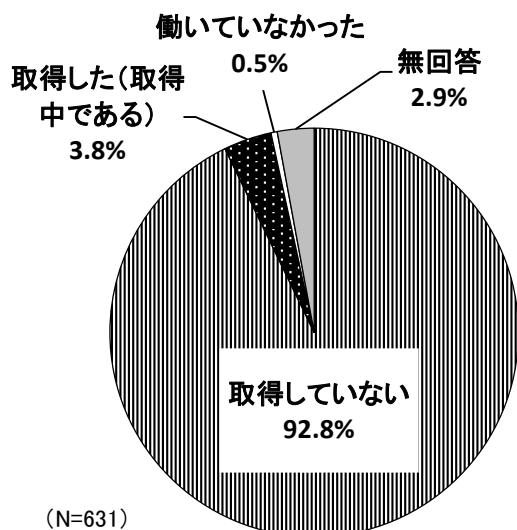
育児休業制度について

①育児休業の取得状況

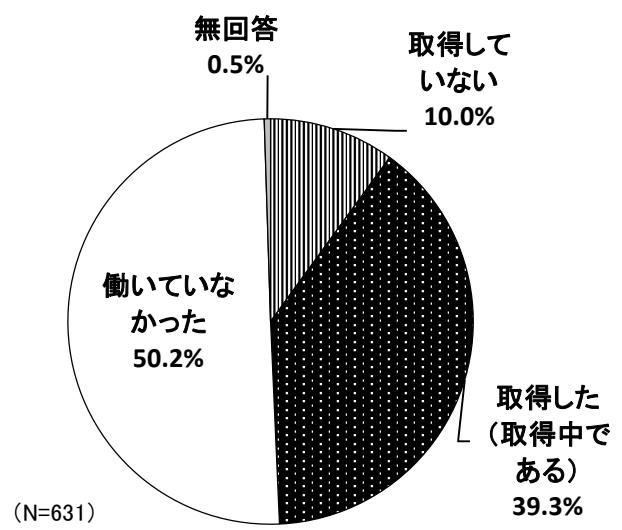
父親の育児休業の取得状況については、「取得していない」が92.8%となっています。

母親の育児休業の取得状況については、「働いていなかった」が50.2%と最も多く、次いで、「取得した（取得中である）」が39.3%、「取得していない」が10.0%となっています。

●父親

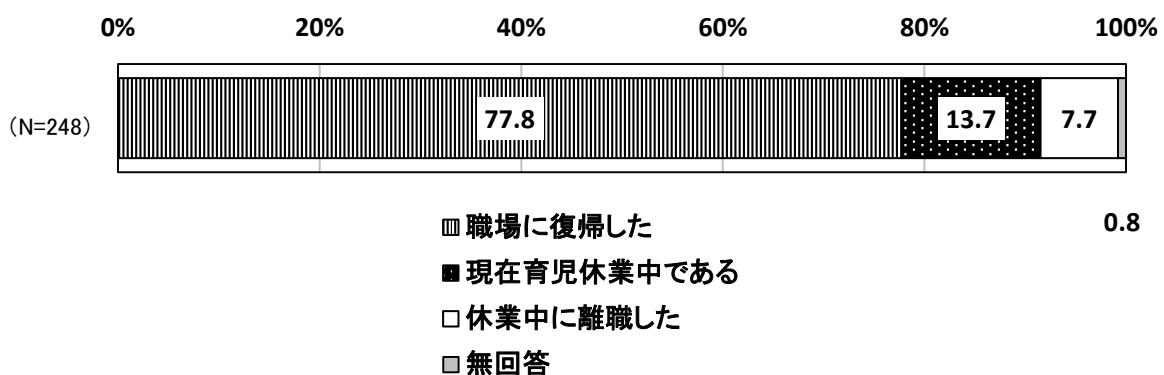


●母親



②母親の育児休業後の職場への復帰状況

母親のうち、育児休業を取得した人の職場復帰状況については、育児休業後「職場に復帰した」という回答が77.8%と最も多くなっています。また、「休業中に離職した」への回答は、7.7%となっています。

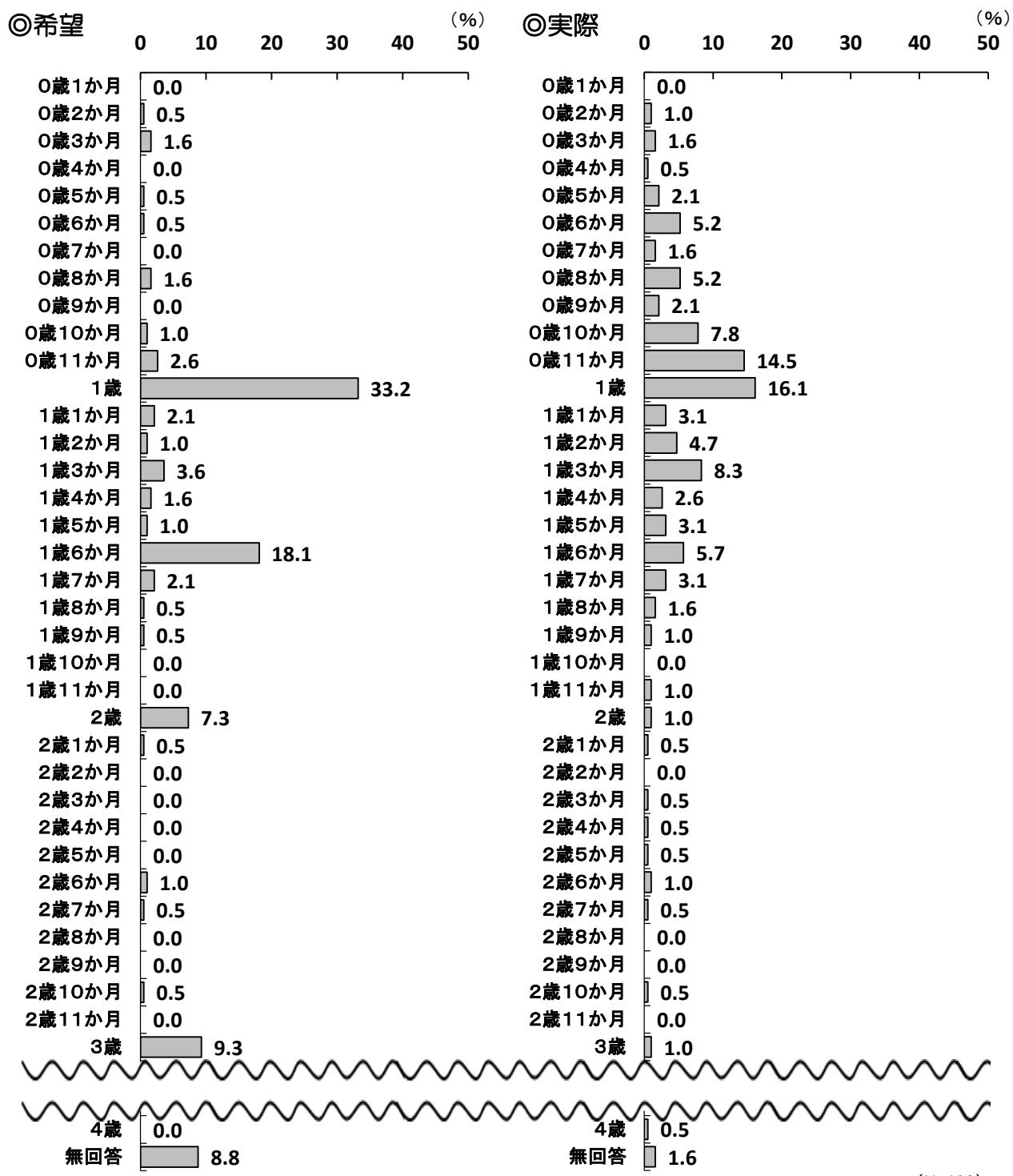


3 ニーズ調査にみる子ども・子育ての状況

③母親が職場復帰を「希望」していた時の子どもの年齢、「実際」の復帰時の子どもの年齢

母親が職場への復帰を「希望」した時の子どもの年齢については、「1歳」が33.2%と最も多く、次いで、「1歳6か月」が18.1%、「3歳」が9.3%となっています。

「実際」に職場への復帰をした時の子どもの年齢については、「1歳」が16.1%と最も多くなっています。次いで、「0歳11か月」が14.5%、「1歳3か月」が8.3%となっています。全体を見ると、57.7%が「1歳」までに職場への復帰をしています。



第2章 桶川市の子ども・子育ての現状

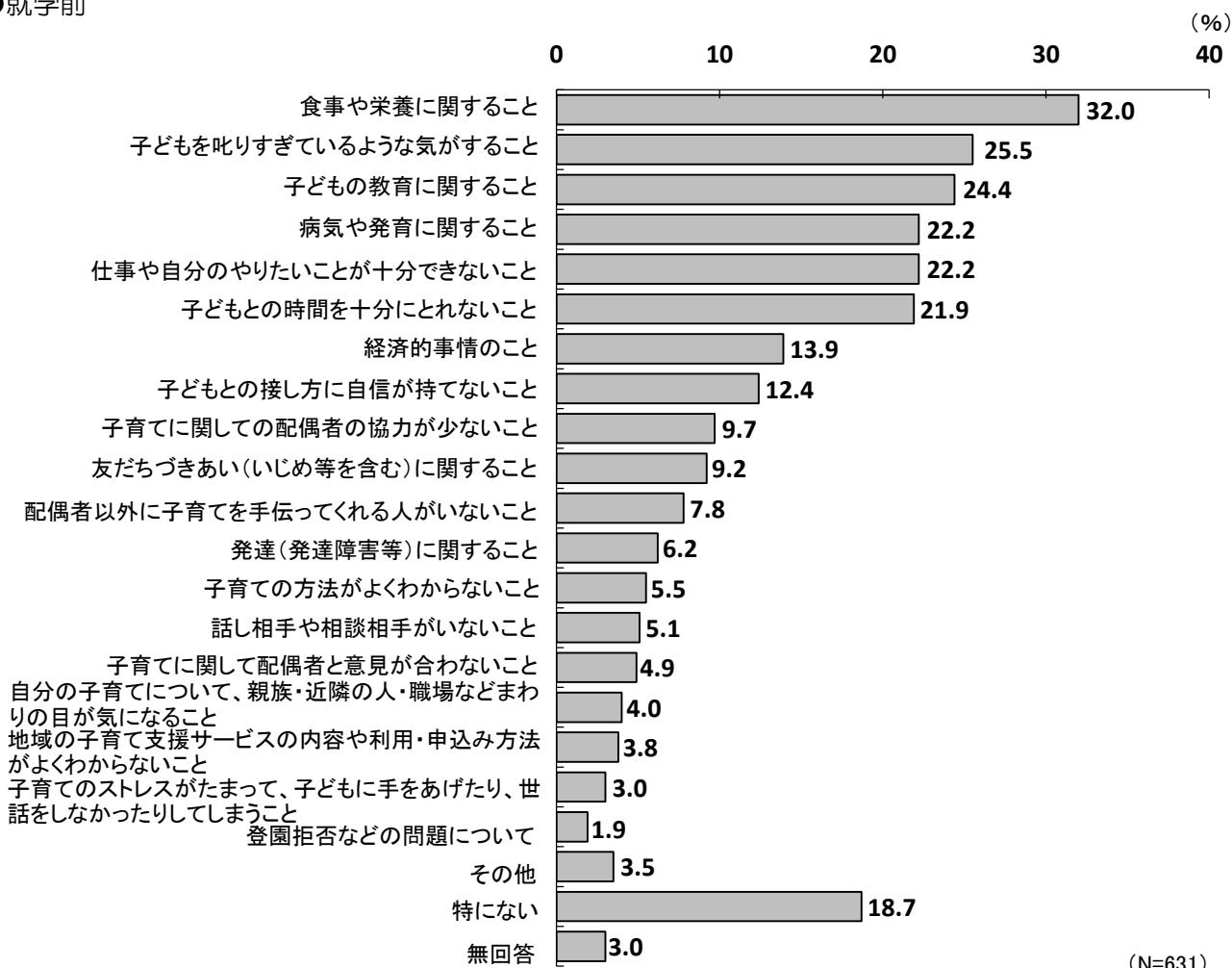
子育てに関する悩みごとについて

①子育てに関して日常悩んでいること・気になること

子育てに関して日常悩んでいること・気になることについては、就学前において「食事や栄養に関すること」が32.0%と最も多くなっており、次いで「子どもを叱りすぎているような気がすること」が25.5%、「子どもの教育に関するここと」が24.4%となっています。

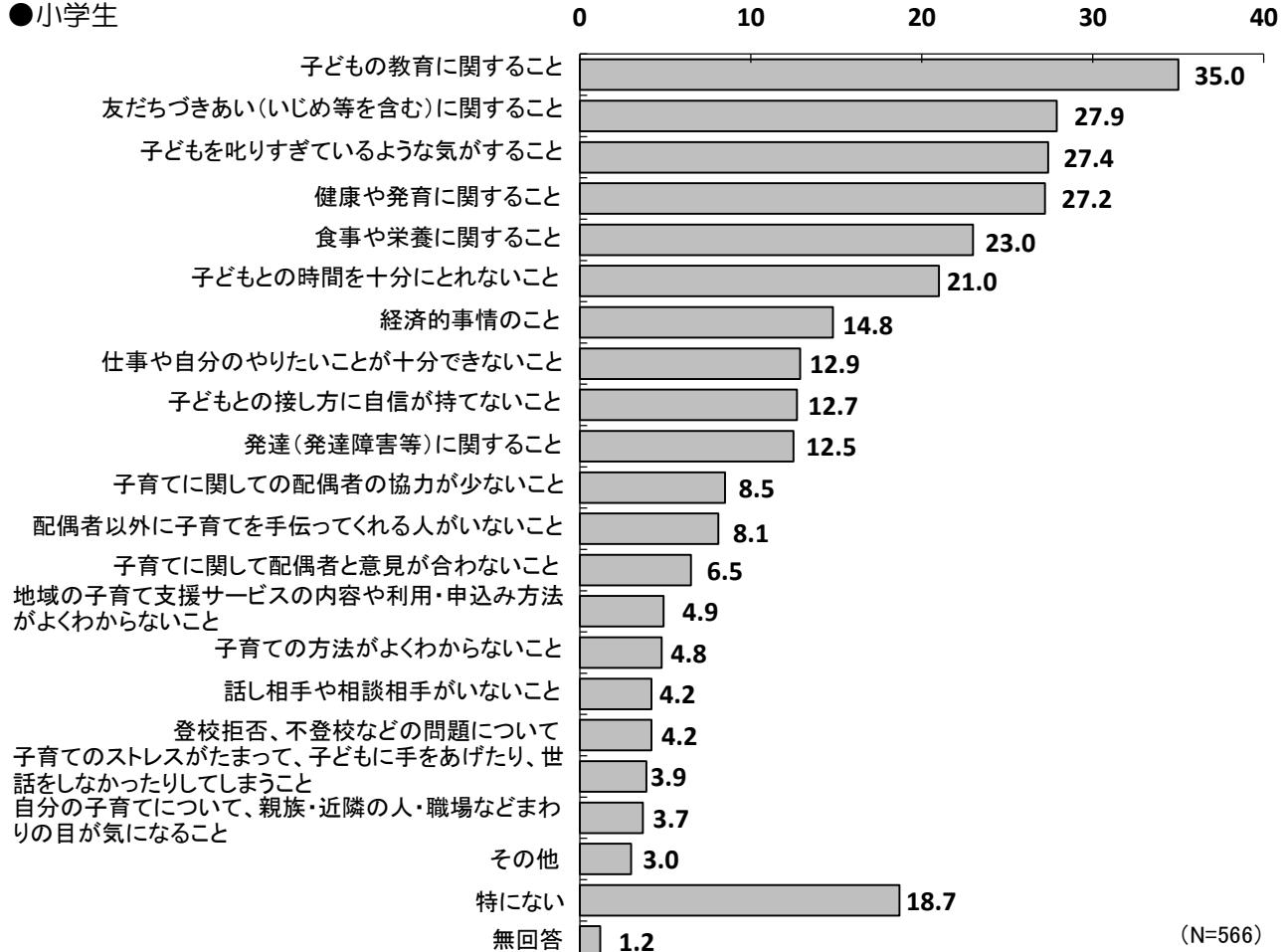
また、小学生においては、「子どもの教育に関するここと」が35.0%と最も多くなっており、次いで「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関するここと」が27.9%、「子どもを叱りすぎているような気がすること」が27.4%となっています。

●就学前



3 ニーズ調査にみる子ども・子育ての状況

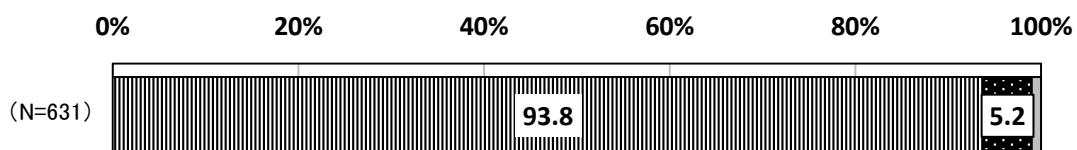
●小学生



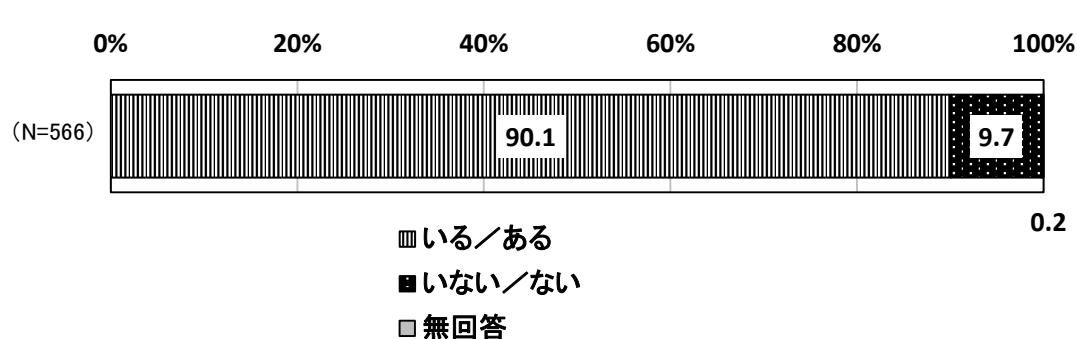
②子育てについて相談できる人・場所の有無

子育てについて相談できる人の有無については、相談できる人、または相談できる場所が「いる／ある」という回答が、就学前が93.8%、小学生が90.1%となっており、ほとんどの方が「いる／ある」と答えています。

●就学前



●小学生



第2章 桶川市の子ども・子育ての現状

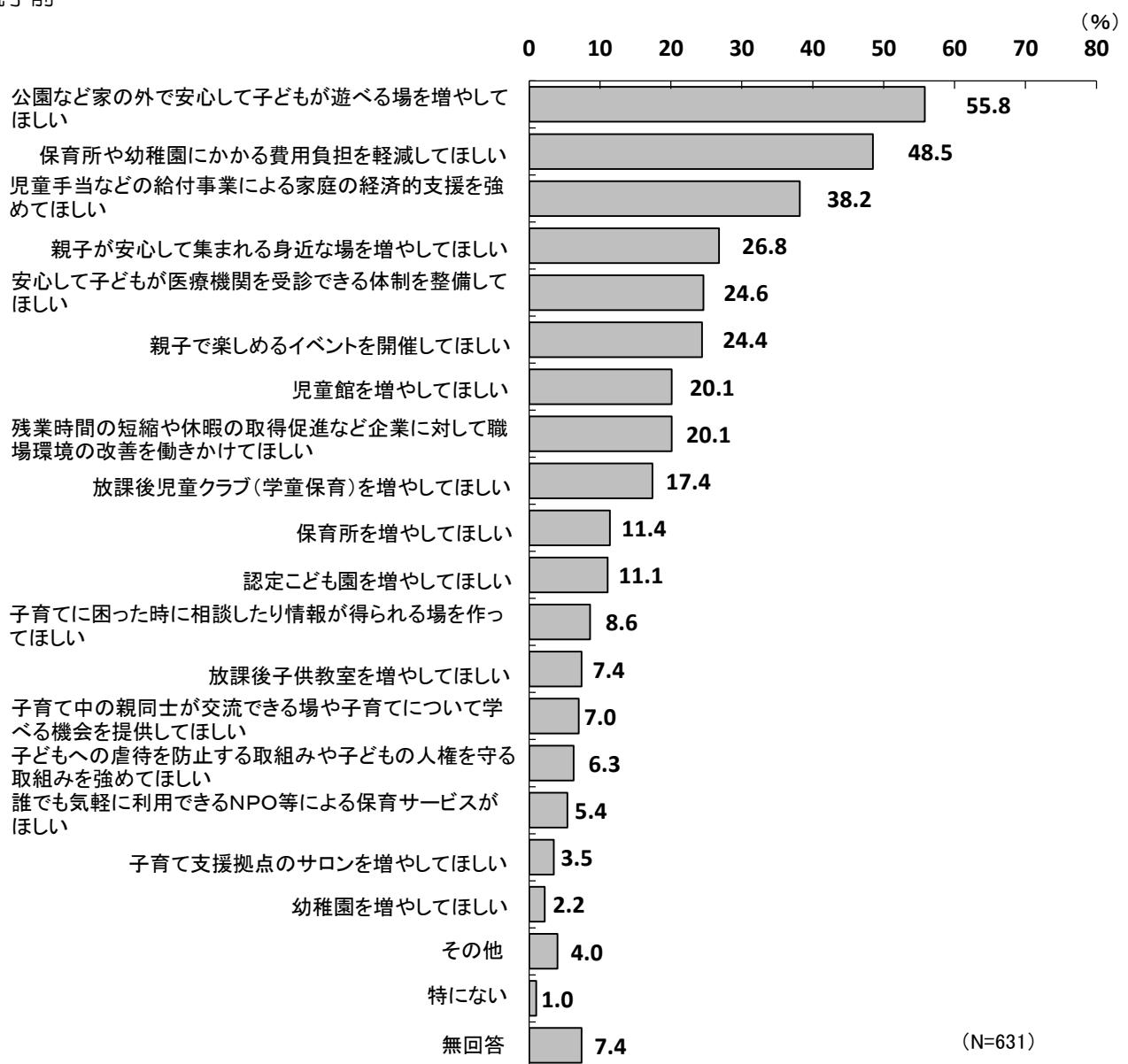
行政への要望について

①行政サービスへの要望

子育て支援に関する要望については、就学前において「公園など家の外で安心して子どもが遊べる場を増やしてほしい」が55.8%となっており、次いで「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が48.5%、「児童手当などの給付事業による家庭の経済的支援を強めてほしい」が38.2%となっています。

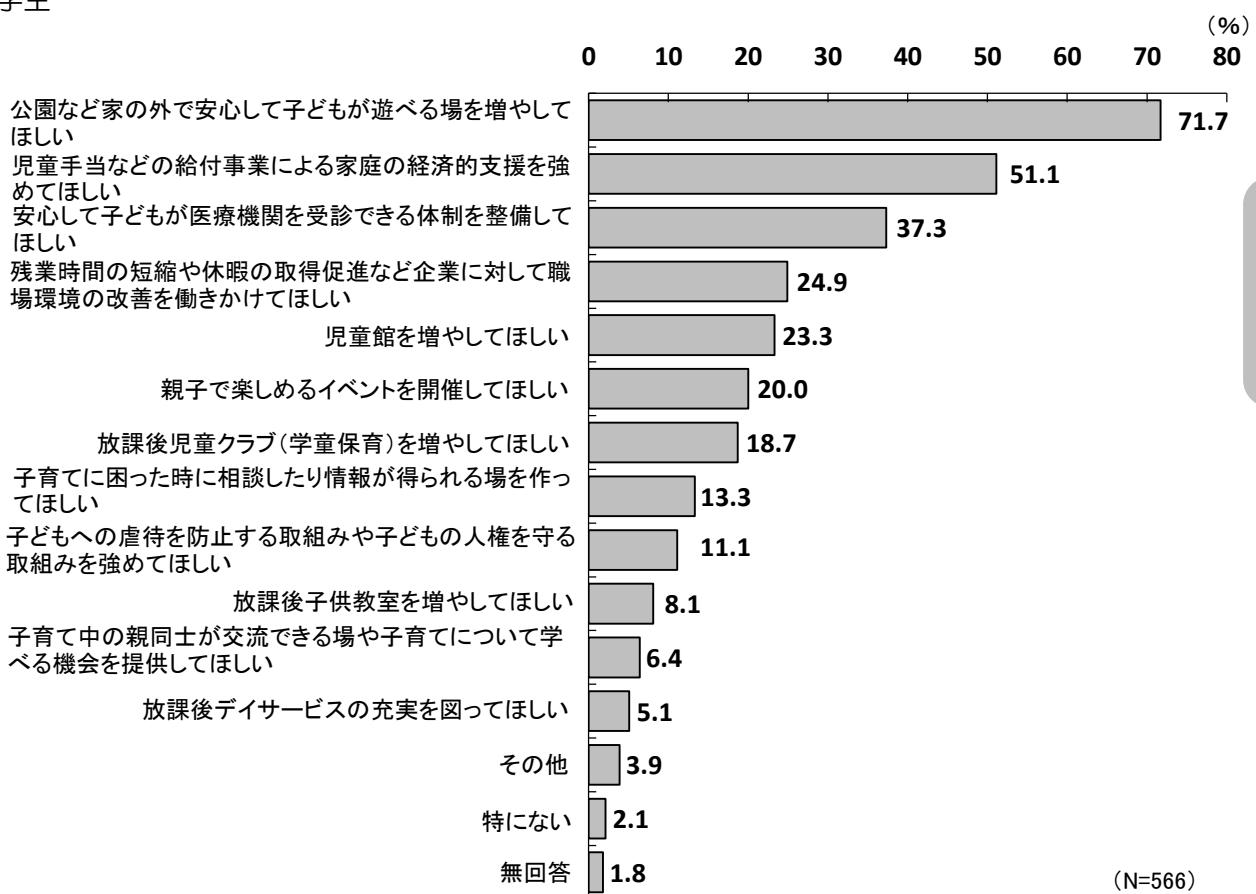
また、小学生においては、「公園など家の外で安心して子どもが遊べる場を増やしてほしい」が71.7%となっており、次いで「児童手当などの給付事業による家庭の経済的支援を強めてほしい」が51.1%、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が37.3%となっています。

●就学前



3 ニーズ調査にみる子ども・子育ての状況

●小学生



4 子育て支援施設の現状

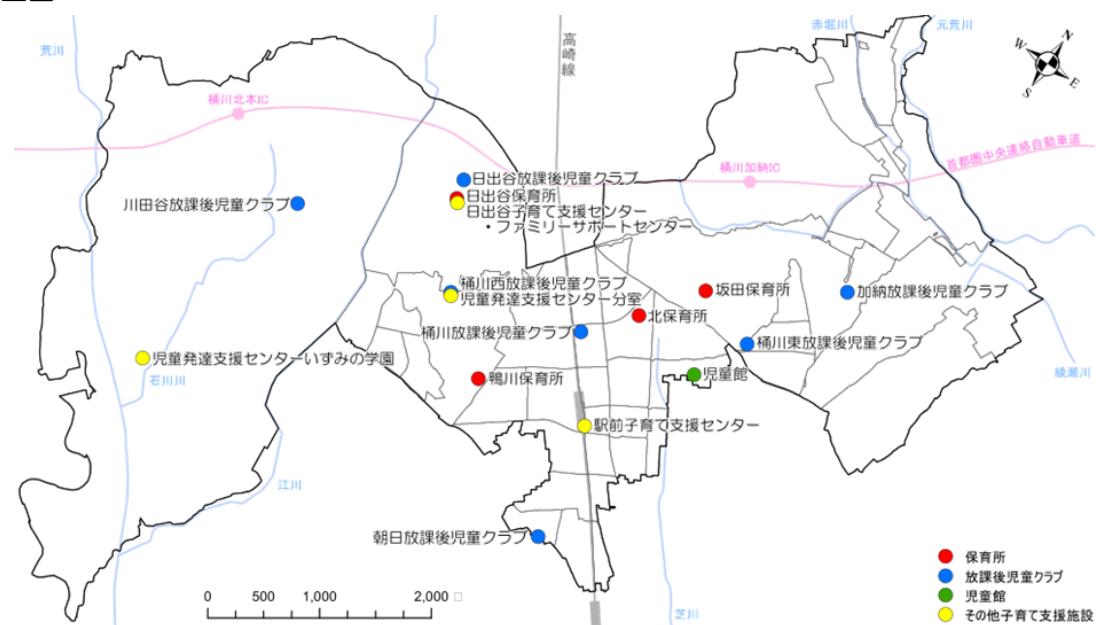
「桶川市公共施設等総合管理計画」における「子育て支援施設」は以下のとおりです。なお、「桶川市公共施設配置基本計画」では、築後30年以上経過している 鴨川保育所、北保育所、坂田保育所、児童発達支援センターいづみの学園、児童発達支援センター分室について、需要動向に応じた施設の改修等が必要と評価しています。

中分類	施設名称	主構造 ^{*1}	延床面積(m ²) ^{*2}	建築年度
保育所	鴨川保育所	S	683.70	S57
	北保育所	W	564.51	S45
	坂田保育所	S	668.36	S49
	日出谷保育所	S	1,043.24 (1,070.53)	H24
放課後児童クラブ	桶川放課後児童クラブ	S	206.81	H18
	加納放課後児童クラブ	S	127.22	H元・H26
	川田谷放課後児童クラブ	W	95.22	H2
	桶川西放課後児童クラブ	LGS・W	267.47	H12・H29
	桶川東放課後児童クラブ	W	206.66	H3・H24
	日出谷放課後児童クラブ	S	199.76	H24
	朝日放課後児童クラブ	W	217.09	H28
児童館	児童館	RC	364.20 (662.36)	S52・H5
その他子育て支援施設	駅前子育て支援センター	LGS	213.39	H7
	児童発達支援センターいづみの学園	S	510.54	S50
	児童発達支援センター分室	RC	245.79	S52
	日出谷子育て支援センター ファミリー・サポート・センター	LGS	225.94 (231.84)	H24

*1 RC=鉄筋コンクリート造 S=鉄骨造 LGS=軽量鉄骨造 W=木造

*2 括弧内は、括弧外の専有面積に、複合施設内の共用部分の面積(各施設の専有面積比で按分)を加算した面積です。

施設位置図



<桶川市公共施設等総合管理計画（令和元年12月）より抜粋>

5 第二期子ども・子育て支援事業計画に向けた考え方

本市における過去5年間の総人口は横ばいで推移していますが、児童人口（18歳未満）は減少傾向にあり、核家族化が進行しています。また、今後5年間（令和2～6年度）の推計では、総人口及び児童人口は減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加する予測となっています。

本市における父母の就労形態については、父親の大半はフルタイム就労であり、就労時間、通勤時間ともに長い傾向にあり、就学前児童の母親については約3割がフルタイム就労で、出産後育児休業を取得し職場に復帰する人が増加していますが、結婚や出産を機に退職し、幼稚園入園や小学校入学に合わせてパート勤務を希望する人が多いなど働き方が多様化しています。

国では、今後の少子化対策として、平成29年6月に女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿の整備を進める「子育て安心プラン」を公表しました。また、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化を実施し、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るとともに、生涯にわたる人格形成の基礎となる質の高い幼児教育及び保育の機会を保障するなどの対策を打ち出しています。

本市においては、このような現状をふまえ、多様化する保護者の働き方や就業率の上昇に対応するとともに、子どもが集団の中で成長し合えるよう、幼児教育・保育の量と質の確保を図ります。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、第一期計画において施設整備等を進めた結果、利用者は5年前から倍増となり、また、今回のニーズ調査では「夏休みなどの長期休暇中に利用したい」という人が多くなっています。そのため、国が示す「新・放課後子どもプラン」に沿って、放課後子供教室との連携強化や学校施設の活用を図るとともに、児童館の整備等を含めた総合的な子どもの居場所づくりを検討していきます。

また、保護者の就労の有無にかかわらず「子育てに関する悩み」について調査を実施したところ、就学前児童の保護者は「食事や栄養に関するこ」が最も多く、小学生の保護者は「子どもの教育に関するこ」が最も多く、次いで「友達づきあいについて」が多いという結果が出ています。子どもの年齢を問わず多かった回答が「子どもを叱りすぎている気がする」であり、その背景に障害による育てにくさや、児童虐待、貧困といった家庭だけでは対応が難しい問題があることも考えられます。

本市においては、利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）や地域子育て支援拠点（子育て支援センター等）といった、妊娠中から子育て中の家庭に身近な場所で子育てに関する相談ができる事業を充実させるとともに、新たに児童虐待等の発生を予防するための機能を強化し、子どもの最善の利益が確保される地域社会の実現を目指します。

さらに、築後30年以上経過している子育て支援施設（鴨川保育所、北保育所、坂田保育所、児童発達支援センターいづみの学園、児童発達支援センター分室）については、桶川市公共施設配置基本計画や桶川市公共施設等総合管理計画といった関連計画との整合性を図りながら、その需要動向や役割を見極め、改修や移転について検討します。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもがのびのびと個性豊かに育ち、育てられるまち

子どもが健やかに育ち、守られ、成長とともに地域社会に参加していくような社会の実現は、多くの人々の心からの願いです。

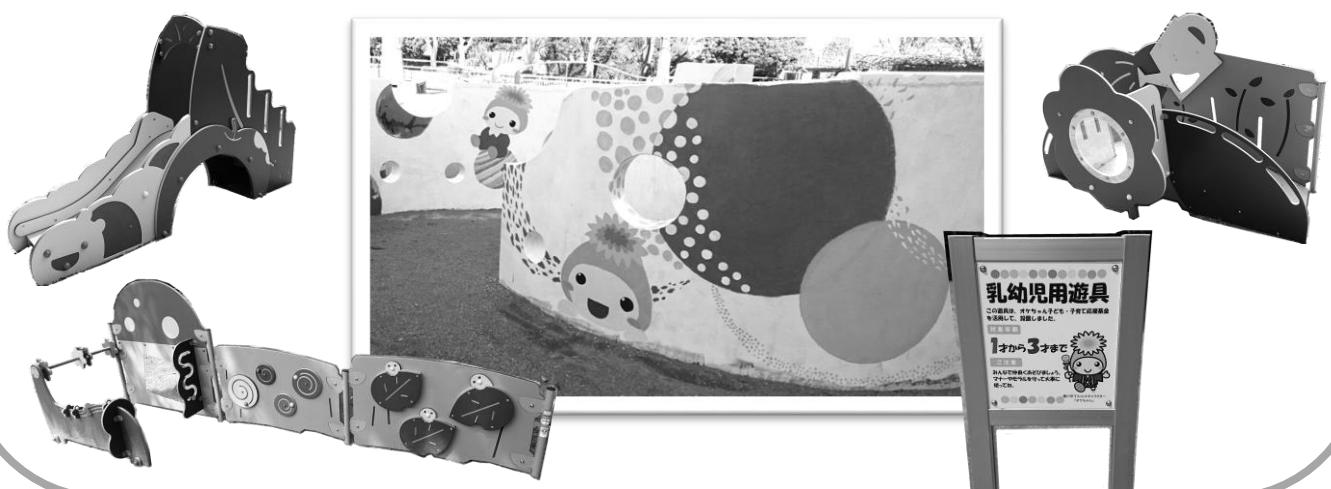
市民、市民公益団体、企業及び事業者等、行政の考え方に基づき、社会全体で子育てを支援していくことが大切であり、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもに向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援が不可欠です。

子どもを安心して産み育てることができる社会、一人ひとりの人権を尊重する社会、そのような社会を目指し、本計画を策定しました。

本計画では、「児童の権利に関する条約」をふまえ、「子どもの最善の利益」を確保することを目指します。

＜オケちゃん子ども・子育て応援基金＞

本市では、安心して子育てができる環境づくりを推進し、次代を担う子どもたちの健やかな成長を応援するため、平成29年10月に桶川市子ども・子育て応援基金条例を施行し、令和元年9月に、基金活用事業第1号として駅西口公園遊具広場（愛称：西口わくわくひろば）に乳幼児用遊具を設置しました。今後も、本計画の趣旨に基づく事業に基金を活用していきます。



2 基本目標

(1) 子どもを安心して産み育てられるまちづくり

幼児期は、身近にいる大人との愛着形成により情緒的な安定が図られ、生涯にわたる人格形成の基礎が培われるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。

本計画では、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、子どもと親の健康の確保、良質な幼児期における教育・保育及び多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

(2) 子どもの生きる力を育み個性を伸ばすまちづくり

学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期であることから、学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要となります。

本計画では、全ての子どもが学ぶ楽しさやわかる喜びを実感することができるよう授業内容の充実を図るとともに、子どもが健やかに成長できる環境整備に努めます。

(3) 子どもの権利を守り未来へつなぐまちづくり

近年、障害のほか、児童虐待や子どもの貧困など特別な支援を必要とする家庭が増加していますが、本来子どもは、保護者によって、適切にその命を守られ、健やかに育つ権利を有しています。

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、児童虐待や貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備や教育の機会均等を図る必要があります。

本計画においては、障害のある子どもが安心して地域で生活することができるよう、教育・保育の場を整備するとともに療育の充実に努めます。また、子どもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待については、発生予防から早期発見及び早期対応に向けて関係機関との更なる連携を図ります。

さらに、経済的に困難な状況にある家庭の子どもであっても地域の中で健やかに成長できるよう、社会全体に協力を働きかけ、生活や学習等の支援の充実に努めます。

(4) みんなで子ども・子育てを応援するまちづくり

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有しているということを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことが必要です。

そのため、本計画では、行政、企業、市民が協力し、「子どもの最善の利益」につながる事業の充実を図ります。

第4章　具体的な施策の展開

第4章 具体的な施策の展開

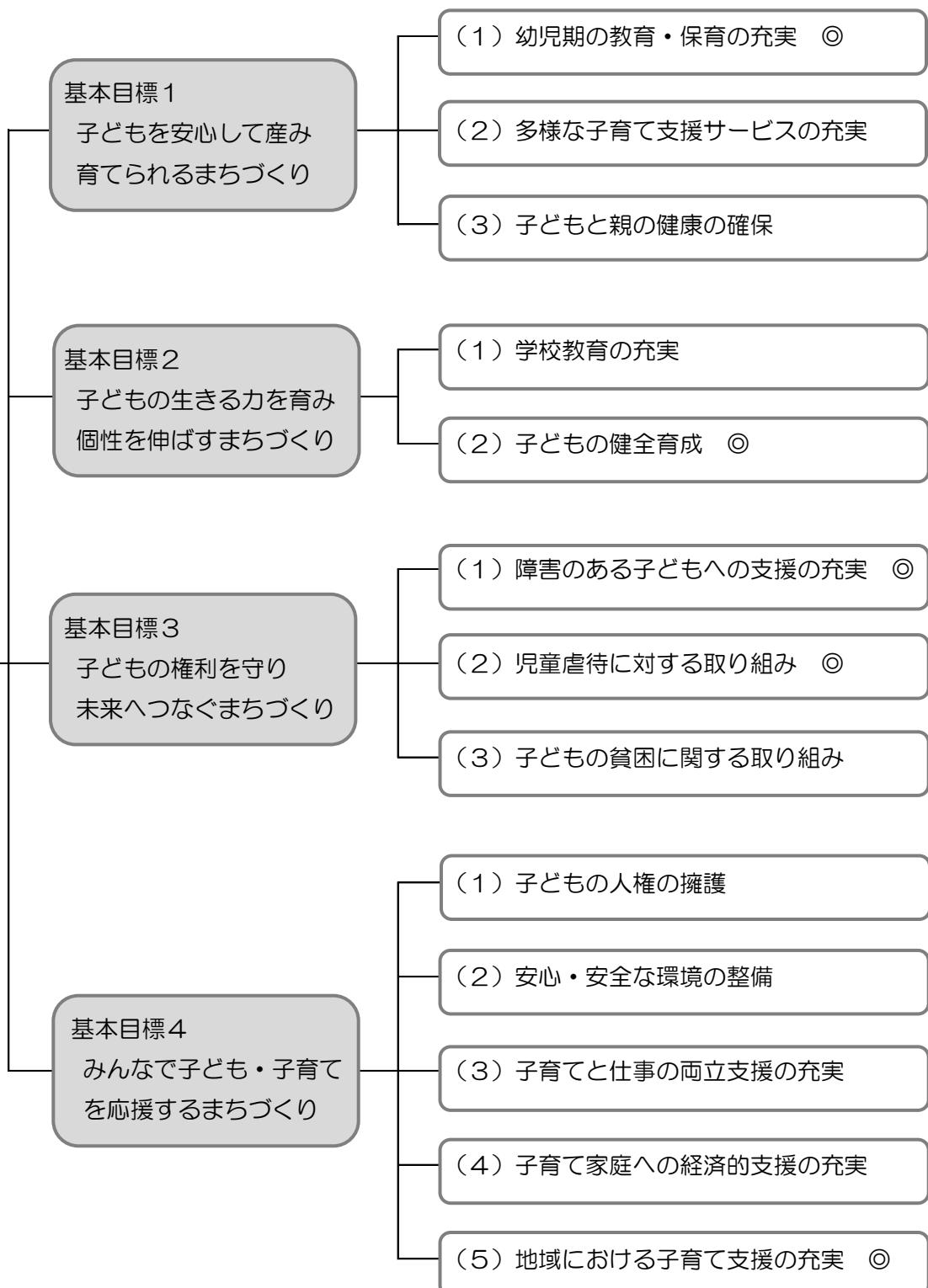
1 施策の体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策の基本的方向》

子どもがのびのびと個性豊かに育り、育てられるまち



※ 施策の基本的方向に◎印があるものは、「重点的取組事業」を含む項目です。

2 重点的な取組事業

【1】幼児期の教育・保育の充実を図ります

女性の社会進出、就労形態の多様化に応えるため、幼稚園の協力や民間活力の導入により、認可保育所や認定こども園等の定員枠を拡大し、潜在的な待機児童の解消に努めます。

また、老朽化した公立保育所の施設整備について検討していきます。

【2】学童期における放課後の総合的な居場所の充実を図ります

保護者の就労等により、放課後児童クラブへの入室希望者は高学年児童を含め年々増大しています。そのため、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」に沿った、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携強化及び学校施設の活用、また、特別な配慮を必要とする子どもへの対応等について検討し推進します。

【3】児童発達支援の充実を図ります【新規】

成長、発達に心配のある子どもに対する支援の充実を図ります。「桶川市児童発達支援センターいずみの学園」と「桶川市児童発達支援センター分室」の現状をふまえ、適正な場所への移転等を検討します。

【4】児童虐待防止対策の推進を図ります

子どもの安全や健やかな成長が脅かされる児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、子どもを守る地域ネットワークとして「桶川市要保護児童対策地域協議会」を積極的に開催するとともに、「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、保健・教育・福祉などの関係機関との連携強化を図っていきます。

【5】児童館を整備し、機能の充実を図ります

18歳未満の全ての子どもの遊びの拠点、居場所として、市の西側に児童館を整備します。また、連携型地域子育て支援拠点として、就学前児童の保護者が気軽に子育て相談をしたり、親同士で交流したり、子育てに関する情報を得たりすることができる場として機能の充実を図ります。

3 具体的な取り組み

基本目標1 子どもを安心して産み育てられるまちづくり

(1) 幼児期の教育・保育の充実

父母の就労状況については、父親はフルタイムが大半を占めており、就学前児童の母親はフルタイムが約3割、次いでパート・アルバイトが約2割、現在働いていない人が約4割となっています。

また、現在働いていない母親で今後の就労したいと答えた人は約7割となっており、一番下の子どもが3歳になったらパート・アルバイトをしたいと回答した人が多くを占めています。

このような現状をふまえ、保護者の多様な働き方に対応し、全ての子どもが教育・保育を受けることができるよう、保育施設等の量の拡大と質の向上に努めます。

【主な施策事業】

	事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
1	重点的取組事業【1】 通常保育事業 ★	保護者の就労等の理由により、保育を必要とする子どもについて、保護者からの入所申請に基づき、認可保育所や認定こども園等で保育を行います。	保育課
2	延長保育事業 ★	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所（園）における通常の保育時間を延長して保育を行います。	保育課
3	一時保育事業 ★	保護者が、就労、急病、冠婚葬祭、リフレッシュなどの理由で子どもを預けたいときに、保育所（園）等で、一時的に子どもの保育を行います。	保育課
4	病児・病後児保育事業 ★	病気やけがをしたとき、あるいはその回復期にある児童を専用の保育室で一時的に保育し、保護者の子育て、就労等の両立を支援します。	保育課
5	重点的取組事業【1】 保育所整備事業【新規】	公立保育所の役割を検討しつつ、老朽化した施設の整備を検討します。	保育課

事業名の後に★印があるものは、支援法に定められている「教育・保育施設及び地域型保育事業」又は「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業です。第5章に今後5年間の量の見込みと確保方策を記載しています。

(2) 多様な子育て支援サービスの充実

本市における児童人口（18歳未満）は、年々減少するとともに核家族化が進行しています。子育て世代の育児への不安感を和らげ、妊娠中から子育て期まで切れ目なく必要な支援が受けられるよう、多様な子育て支援サービスの充実に努めます。

【主な施策事業】

	事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
1	利用者支援事業 ★ (子育て世代包括支援センター)	保育所（園）、幼稚園、認定こども園等の施設や地域の子育て支援に関する情報を集約し、子どもや保護者が適切にサービスを選択し、利用することができるよう必要な情報提供を行います。 また、妊娠中から子育て中の家庭の身近な場所で、育児相談や助言を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。	保育課 健康増進課 子ども未来課
2	子育て支援情報提供事業	「子育て支援ガイドブック」を作成するとともに、子育て応援サイト「ママフレ」について随時更新していきます。	子ども未来課
3	こどもと家庭なんでも相談	子ども自身や親からの相談（学校、子育て、家庭内の悩みなど）に家庭児童相談員が対応します。また、「子ども家庭総合支援拠点」による一体的な支援体制の拡充に努めます。	子ども未来課
4	いつでも子育てメール相談	子育ての悩みや疑問について相談を受け付けるとともに、「子ども家庭総合支援拠点」による一体的な支援体制の拡充に努めます。	子ども未来課
5	赤ちゃんサロン	育児の正しい知識の普及と保護者同士の交流を図ることを目的として、生後2か月～6か月の子どもを育てる保護者を対象に保健センターでサロンを開催します。	健康増進課
6	親の学習講座	就学児健康診断や新入生保護者説明会等において、県が作成した「親の学習プログラム」を活用した講座を実施するなど、子育てに関する学習機会をさらに充実させます。	生涯学習文化財課
7	家庭教育に関する講演会	「家庭教育に関する講演会」、県が作成した「親の学習プログラム」を活用した講座など、子育てに関する学習機会をさらに充実させます。	公民館

第4章 具体的な施策の展開

(3) 子どもと親の健康の確保

安心して子どもを産み育てられるよう、全ての子どもと子育てをする親の健康を確保し、妊娠、出産、産後、子育てまで、母と子どもの健康づくりや相談・訪問を通した育児不安の軽減に努めます。

【主な施策事業】

	事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
1	母子健康手帳の交付	子育て世代包括支援センター（保健センター）において、妊娠中に役立つ情報の提供や相談に応じながら、母子健康手帳を交付します。必要に応じて、電話や訪問を行い安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えます。	健康増進課
2	妊婦健康診査事業 ★	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、母子健康手帳交付時に委託医療機関で使用できる妊婦健康診査助成券を配布します。 (妊婦健診助成制度) 里帰り出産等で妊婦健康診査助成券が使用できなかった場合に妊婦健診費用を助成します。	健康増進課
3	妊婦歯科検診	う歯や歯周病を早期発見し治療に結びつけることで妊婦の健康の保持増進を図るため、妊娠届出時に歯科検診の案内を配布します。	健康増進課
4	マタニティクラス (母親学級)	母子の心身の健康を保持、増進するために、妊娠、出産、育児に関する講座や相談（交流）会等を実施し、正しい知識の普及と不安の軽減を図ります。	健康増進課
5	パパママ体験クラス (両親学級)	母子の心身の健康を保持、増進するために、育児に関する実習等を実施し、正しい知識や技術の普及と不安の軽減を図ります。	健康増進課
6	乳児家庭全戸訪問事業 ★ (こんにちは赤ちゃん訪問事業) (産後訪問事業)	生後4か月までの乳児がいる家庭に、訪問員や保健師又は助産師が訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認したり、母親の相談に応じたりする事業です。 乳児家庭の孤立化を防ぎ、母親同士の交流の場を提供して地域での仲間づくりを進めることで、乳児の健全な育成環境を整えます。 また、産後ケア事業の拡充を図ります。	健康増進課

基本目標1 子どもを安心して産み育てられるまちづくり

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
7 予防接種の実施	<p>感染症の予防を図るため、予防接種法に基づき予防接種を実施します。 （任意予防接種助成事業）</p> <p>予防接種法に基づかない予防接種のうち、市が指定した重篤化しやすい感染症の予防接種費用の一部を助成します。</p>	健康増進課
8 乳幼児健康診査及び相談事業 4か月児健診 1歳6か月児健診 3歳3か月児健診 7か月・10か月児相談	乳幼児健康診査の充実のため、発達の遅れや異常の早期発見を行うとともに育児等に関する指導を行い、子どもの健康の保持増進や保護者の育児不安の軽減を図ります。（目標値として受診率 90%以上の維持を図ります。）	健康増進課
9 小児救急医療	子どもの急な病気やけがに対応できるよう、埼玉県央広域消防本部と連携し、小児初期救急医療と小児二次救急医療の体制を継続します。	健康増進課
10 栄養相談・食育普及事業 (就学前児童)	地域の親子や保育所の在園児等を対象として、マタニティクラス、乳幼児健康診査及び相談事業、子育て支援拠点、保育所等で栄養相談や食育普及の充実を図ります。	健康増進課 子ども未来課 保育課



第4章 具体的な施策の展開

基本目標2 子どもの生きる力を育み個性を伸ばすまちづくり

(1) 学校教育の充実

学童期は自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期であることから、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、全ての子どもが、学ぶ楽しさやわかる喜びを実感することができるよう、授業内容等の充実に努めます。

【主な施策事業】

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
1 教員の指導力向上事業	<p>子どもたちの学力向上のために、教員の指導力向上と個に応じたきめ細やかな指導に取り組み、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。</p> <p>①学校課題研究の委嘱を行い、各校の実態に即した研究を行っていきます。</p> <p>②埼玉県教育局南部教育事務所と教育委員会の合同訪問を行い、各教科・領域等の指導を行います。</p> <p>③桶川市教育研究会を後援して、自主研修を進めています。</p> <p>④加配教員の配置を積極的に進め、少人数指導やチームティーチングなどの機会を増やします。</p> <p>⑤教育指導補助員等の配置による児童・生徒の個に応じた指導を充実させます。</p>	学校支援課
2 特別支援教育	障害を理由に、差別をしたり、差別をされたりすることがないように、特別に配慮を要する児童生徒への理解を深め、特別支援教育を充実させるとともに、交流教育の充実を図ります。また、通常の学級に在籍する配慮を必要とする児童生徒への支援の充実を図ります。	学校支援課
3 道徳教育	人がお互いの違いを認め合い、尊重しあって生きていくために、人間関係上のトラブルを暴力に頼らずに解決できるようにコミュニケーション能力を高め、命の尊さや他人の痛みについて共感する心を養う教育を推進します。	学校支援課

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
4 総合的な学習の時間	引き続き地域の高齢者などを講師として招き交流を深めながら、環境、福祉、国際理解など今日的な課題であるテーマに関しても理解を深められるよう実践します。	学校支援課
5 健康教育	心身の健康維持に関する生活習慣指導の継続実施を図ります。	学校支援課
6 防煙健康教育講演会	子どもが主体的に自分の健康を守るよう、喫煙について各学校で「防煙健康教育講演会」を引き続き開催します。	学校支援課
7 薬物乱用防止教室	子どもが主体的に自分の健康を守るよう、薬物の使用について各学校で「薬物乱用防止教室」を引き続き開催します。	学校支援課
8 食育講座	栄養士や給食調理員による食育講座を実施します。	学校支援課
9 自然学習	感動する心や感謝の心を育むため、直接自然や人と触れ合う体験活動の充実を図ります。	学校支援課
10 教育センター事業	子どものしつけ、学習、学校での友人関係、集団への適応、不登校などの様々な相談に応じます。	学校支援課
11 相談事業	思春期から青年期にかけて子どもたちが安心して相談できる体制を整備し、保健所等の関係機関との連携を図ります。	学校支援課
12 不登校対策事業	不登校については、不登校対策プロジェクトリーダー連絡会議等を通じて、各校の教育相談体制など対策の充実を図ります。	学校支援課
13 いじめ防止推進事業	「いじめ問題対策会議の設置」、「いじめ110番の開設」、「いじめ・不登校問題解消支援の充実」、「地域見守り隊の設置」の実施についても検討します。	学校支援課
14 幼・保・小・中の連携事業	「幼・保・小・中教育研究協議会」を開催することにより円滑な接続を図るとともに、地域や家庭と情報交換を行い、ゆとりある子育てができるよう努めます。	学校支援課

第4章 具体的な施策の展開

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
15 学校評議員制度	学校評議員制度により、学校運営等について意見や助言を得ることで、地域や社会に開かれた学校づくりを推進します。また、学校と家庭・地域との連携を強化し、それぞれの教育力の充実や向上に繋げていきます。今後、学校運営協議会制度の導入により、学校評議員制度の役割は包含され、順次移行していきます。	学務課
16 学校関係者評価委員会	教員、関係者による評価を行い、その結果をふまえて、学校ごとの現状と課題を明確にし、教育目標や教育活動などに反映させていきます。今後、学校運営協議会制度の導入により、学校評議員制度の役割は包含され、順次移行していきます。	学務課
17 学校運営協議会【新規】	学校評議員会、学校関係者評価委員会が担ってきた学校教育の充実を、今後は学校運営協議会が担っていきます。学校・保護者・地域が目標を共有し、地域とともにある学校づくりを推進します。	学務課

（2）子どもの健全育成

学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む様々な活動の機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮します。

また、子どもの成長段階に合わせた健全育成事業の充実を図り、子どもが健やかに成長できる環境の整備に努めます。

【主な施策事業】

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
1 重点的取組事業【2】 放課後児童健全育成 事業 ★ (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により居間家庭にいない小学生に対し、放課後に学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を確保し、児童の健全育成を図ります。 また、「放課後子供教室」との更なる連携を図り、既存の放課後児童クラブの枠組みにとらわれない、放課後及び学校長期休暇期間中ににおける児童の居場所の整備を目指します。	保育課

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
2 重点的取組事業【2】 放課後子供教室 (あいあい教室)	<p>子どもを取り巻く環境の変化をふまえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的に市内小学校全7校で運営している放課後子供教室（あいあい教室）を本計画の実施期間中も継続して運営していきます。</p> <p>また、市内小学校全7校で、本計画の実施期間中に放課後児童クラブとの更なる連携を図ります。</p>	生涯学習文化財課
3 児童館事業	<p>18歳未満の地域の全ての子どもの遊び、活動の拠点や居場所として、機能の充実を図るとともに、子育て支援拠点として位置づけ、乳幼児の親子に交流の場を提供します。</p> <p>また、地域における世代間交流の促進を図ります。</p>	子ども未来課
4 子どもフォーラム	子どもフォーラムなど、子どもが地域社会に対して興味と関心を持ち、意見を出す場を作ることにより、社会参加の機会拡大に努めます。	秘書広報課
5 おかげわ春のふれあいフェスタ	みどり豊かなまちの中で、様々な人と出会い、ふれあい、共に生きることを目指し、駅西口公園で桶川市社会福祉協議会（市民ボランティア等）とともにイベントを開催します。	環境課 生涯学習文化財課 (社会福祉協議会)
6 こどもの森イベント	子どもが自然の中で遊びながら郷土に愛着をもてるよう、市民緑地を活用し、落葉かき、下草刈り、竹を使った工作などを行います。	環境課
7 親子環境教室	地球温暖化について考える機会として、小学生以上の親子を対象に体験学習を実施します。	環境課
8 セカンドブック事業	1年生の児童に本を贈呈することにより、児童自身が本に親しむ環境をつくり、児童の読書活動の推進を図ります。	学校支援課
9 おはなし会	図書館などで体験型事業（おはなし会など）を開催し、子どもの参加を促進します。	生涯学習文化財課

第4章 具体的な施策の展開

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
10 「家族の日」事業	毎月第3日曜日を「家族の日」として設けています。その意義、家庭の役割・重要性について再認識するために、親子ふれあいウォークやポスターコンクールなどを通じて取り組みます。具体的には、青少年健全育成市民会議主催事業で、親子ふれあいウォークを実施します。	生涯学習文化財課
11 スポーツ教室事業	フットサルやバスケットボールなどの様々なスポーツを通して、体を動かすことの楽しさを感じてもらうとともに身体と心の成長を促し、子ども同士の交流を図ります。	スポーツ振興課
12 スポーツ少年団支援事業	地域の学校教育活動外において、スポーツを通じ青少年の心身の健全な教育に資することを目的として、スポーツ少年団の活動を支援します。	スポーツ振興課
13 親子等体験講座事業	夏休みなどの長期休暇を中心に、子どもや親子を対象とする講座を企画・開催し、遊びや学び、体験活動の充実を図ります。	公民館
14 里親制度の普及・啓発事業	埼玉県及び児童相談所と連携し、更なる里親制度の普及・啓発を図ります。	子ども未来課



基本目標3 子どもの権利を守り未来へつなぐまちづくり

(1) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもが安心して地域で生活することができるよう、子どもの特性に応じた教育・保育事業や児童発達支援の場を整備し充実に努めます。

【主な施策事業】

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
1 混合保育事業	発達に遅れや障害のある子どもが地域で健やかに育つよう、保育所（園）や認定こども園での受け入れ体制を充実させます。	保育課
2 重点的取組事業【3】 児童発達支援センター事業	成長、発達に心配のある子どもに対して、通所による専門的な療育指導を行うとともに、その家族に対する支援を行う児童発達支援の充実を図ります。また、施設の現状をふまえ、適切な場所への移転等を検討します。	児童発達支援センター いすみの学園
3 重点的取組事業【3】 児童発達支援センター分室事業	成長、発達に心配のある子どもと保護者に対して、早期の支援を行うため、親子教室、言語指導、運動機能訓練、心理相談、医師発達相談等を実施します。また、施設の現状をふまえ、適切な場所への移転等を検討します。	児童発達支援センター 分室
4 巡回相談と保育所等訪問支援事業	保育所（園）や幼稚園等の集団に在籍し、集団適応が困難な子どもに対し、より適切な保育方法について助言し、地域で安定した生活が過ごせるよう支援の充実を図ります。	児童発達支援センター 分室
5 障害児相談支援事業	未就学児を中心とし、成長、発達に心配のある子どもの状況に応じて、相談支援専門員が障害児支援利用計画書の作成や見直し等を行います。 障害（発達障害、強度行動障害及び高次脳機能障害等を含む）や傷病がある子どもとその家族に対し、サービス提供や関係機関のコーディネート等効果的な支援を行います。	児童発達支援センター 分室 子ども未来課 障害福祉課
6 障害児・者相談機関設置推進事業	令和2年度から地域の相談支援体制の拠点となる「基幹相談支援センター」を設置します。また、利用者の最初の相談窓口となる「相談支援事業所（相談支援センター）」を現行の2か所から5か所に増やします。	障害福祉課

第4章 具体的な施策の展開

	事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
7	障害児通所支援事業	児童福祉法に基づき通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）にかかる給付費を支給します。	子ども未来課
8	介護給付事業	障害者総合支援法に基づき、介護給付（児童の居宅介護、児童短期入所、行動支援等）にかかる給付費を支給します。	子ども未来課
9	地域生活支援事業	障害のある幼児などが日常生活を容易にするため、一人ひとりのニーズに応じた福祉サービス（障害児・者生活サポート事業、移動支援事業、日中一時支援事業、日常生活用具給付事業など）の推進に努めます。	子ども未来課

（2）児童虐待に対する取り組み

子どもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見及び早期対応に向けて関係機関との更なる連携を図るとともに、児童虐待が世代を超えて連鎖することのないよう、常に子どもの最善の利益を優先し必要な環境整備を図ります。

【主な施策事業】

	事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
1	重点的取組事業【4】 子ども家庭総合支援拠点事業【新規】	児童虐待等の予防、早期発見及び早期対応について、より一層の拡充を図るため、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に専門的な相談対応や必要な調査、家庭訪問等による継続的な支援を行います。	子ども未来課
2	要保護児童対策地域協議会事業	「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、「要保護児童対策地域協議会」を中心とした関係機関による連携及び地域ネットワークを強化し、児童虐待や特定妊婦等の発生予防、早期発見及び早期対応に努めます。	子ども未来課
3	子育て支援講座	児童虐待予防のため、怒鳴らない子育てや体罰によらない子育て等を推進します。	子ども未来課
4	養育支援訪問事業【新規】★	子育ての負担軽減及び児童虐待の予防、早期発見等を目的として、ヘルパー派遣もしくは家事援助サービスの利用を推進します。	子ども未来課

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
5 児童虐待防止対策	児童虐待に連動することが多いDVについての取組を充実し、関係機関の連携を図るとともに、「子ども家庭総合支援拠点」による一体的な支援を行います。	人権・男女共同参画課 子ども未来課

(3) 子どもの貧困に関する取り組み

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備や教育の機会均等を図り、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指します。

【主な施策事業】

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
1 「子ども応援ネットワーク埼玉」賛同事業【新規】	貧困の連鎖解消に向けた社会貢献活動を主体的に行う団体・個人を集結するため設立された「子ども応援ネットワーク埼玉」の考えに賛同し、経済的に困難な状況にある家庭の支援の充実を図ります。	子ども未来課
2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために、必要な資金を貸付する制度です。県福祉事務所で審査をしたうえで貸付の決定をします。市が窓口となり、周知を図るとともに、相談スペース等を提供します。	子ども未来課
3 生活困窮者自立支援事業 (学習支援教室)	生活保護を受給している世帯、生活に困窮している世帯及びひとり親世帯を対象とし、学習や進路等に関する相談支援、家庭訪問を行い、学力の増進及び将来的な貧困の連鎖防止を図ります。	社会福祉課
4 生活困窮者自立支援事業 (住宅確保給付金)	離職により住居を失う恐れがある方、もしくは失った方に、家賃相当額の給付金を支給します。	社会福祉課
5 就学援助事業	経済的に困難である保護者に対し、本制度を広く周知するとともに、就学費用の援助を引き続き行います。	学務課

第4章 具体的な施策の展開

基本目標4 みんなで子ども・子育てを応援するまちづくり

(1) 子どもの人権の擁護

子どもが社会の一員として尊重されるよう児童の権利に関する学習を進め、普及・啓発に努めます。

【主な施策事業】

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
1 児童の権利に関する条約の普及促進	子どもが社会の一員として尊重されるように「児童の権利に関する条約」について積極的な学習を進めるとともに、普及・啓発に努めます。そのため、地域住民及び集会所利用団体を主な対象者として、定期的に「成人学級」を実施しており、その中の一つとして「子どもの人権」についても取り上げています。家庭教育アドバイザーである講師に講演を依頼し、いじめや発達障害についてなど、子どもを取り巻く環境について学ぶことができる機会を設けます。	生涯学習文化財課

(2) 安心・安全な環境の整備

子どもと親が安心して外出することができる環境の整備を進めるとともに、子どもたちを交通事故や犯罪から守る活動の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

【主な施策事業】

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
1 交通安全教室	市内小学校の児童を対象に、上尾警察署と連携し交通安全教室を実施します。横断歩道の渡り方や自転車の安全な乗り方などを学び、交通事故の発生抑止を図ります。	安心安全課
2 「子ども 110 番の家」事業	本市の PTA 連合会による「子ども 110 番の家」事業について、子どもが危険に遭遇したり、困りごとがあるとき安心して立ち寄れる民間協力の拠点としての活動を支援します。本計画の実施期間において、登録者の増加を図ります。	生涯学習文化財課

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
3 公園整備事業	子どもを連れてのびのびと遊べる都市公園及び身近な場所で子どもが安心して遊べる児童遊園地について整備を推進します。	都市計画課
4 道路整備事業	子どもが安全に外出できるよう、通学路の安全確保に重点を置きながら、歩道と車道の分離や道路照明を整備するなどの安全対策を推進します。	道路河川課 安心安全課

（3）子育てと仕事の両立支援の充実

育児休業の取得状況については、父親は取得していない人が約9割と大半を占めていますが、一方、母親は約4割が取得しており、取得していない人は約1割で、その他の人は出産時に働いていなかつたと回答しています。このような現状をふまえ、本計画では、男女が希望どおりに働き、協力して子どもを産み育て、互いに仕事と子育てを両立することができる社会の実現を目指します。

【主な施策事業】

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
1 ワーク・ライフ・バランス推進事業	男女がともに家庭生活と職業生活等とのバランスのとれたライフスタイルを実現できるよう、埼玉県やハローワークと連携した労働セミナーの開催や、関連パンフレットの配布、相談窓口の紹介などを通じて、事業主や市民にワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発を図ります。	人権・男女共同参画課 産業観光課 子ども未来課
2 ノー残業デーの実施	長時間労働の是正をはじめとする働き方改革について、地域社会をリードする役割を認識し、府内で毎週水曜日のノー残業デー実施、ワーク・ライフ・バランス推進のための府内放送や管理職員による府内見廻り、職員掲示板を用いた意識啓発を行うとともに、平成29年度に作成した「桶川市職員の育児・介護のための両立支援ハンドブック」を活用し、制度を活用する本人だけでなく、周囲の職員の理解が進む環境を率先して整備します。	職員課

第4章 具体的な施策の展開

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
3 就職情報提供事業	子育てをしている親の再就職のため、職業情報等のパンフレットの配布、相談窓口の紹介を行います。	産業観光課 子ども未来課
4 男女共同参画推進事業	性別による固定的な役割分担意識にとらわれない男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画情報誌「かがやき」による啓発及び市民対象のセミナーの開催等を引き続き行い、学習機会の提供に努めます。	人権・男女共同参画課

（4）子育て家庭への経済的支援の充実

ニーズ調査における「子育て支援に関する行政への要望」では、子育てに関する家庭での経済的負担の軽減を求める声が多い傾向にあります。

安心して子どもを産み育てられるよう、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る事業の充実に努めます。

【主な施策事業】

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
1 出産育児一時金給付事業	国民健康保険に加入している被保険者に、出産一時金を支給します。	保険年金課
2 国民健康保険税の多子世帯減免【新規】	国民健康保険に加入している被保険者のうち18歳未満（満18歳に達した最初の3月31日までの間を含む）が2人以上いる世帯で、第2子目以降の方の国民健康保険税の減免を実施し、子育て世帯の負担の軽減を図ります。（ただし、国民健康保険税が賦課限度額に達している世帯については対象外となります。）	保険年金課
3 児童手当支給事業	次代を担う子ども一人ひとりの育ちを支援し、社会全体で応援することを目的に、子どもを養育する家庭等に手当を支給します。	子ども未来課
4 児童扶養手当支給事業	父母の離婚、父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母に一定の障害がある児童を養育している保護者に手当を支給します。	子ども未来課
5 こども医療費支給事業	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにし、保健の向上と福祉の増進を図るために、子どもの医療費の一部を助成します。	子ども未来課

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
6 ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、その福祉の増進を図るため、保護者や児童の医療費の一部を助成します。	子ども未来課
7 母子家庭等教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座を受講し、修了した場合に経費の一部を支給します。	子ども未来課
8 母子家庭等高等職業訓練促進交付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業支援及び生活安定を促進するため、職業に結びつく資格取得（看護師等）を目的とした養成機関で就学した方に給付金を支給します。	子ども未来課
9 幼児2人同乗用（3人乗り）自転車購入費補助金	小学校未就学児を2名以上養育しており、幼児2人同乗用（3人乗り）自転車を購入した人に対して、購入費の一部を補助します。	子ども未来課
10 幼児教育・保育の無償化	3～5歳児及び住民税非課税世帯の0～2歳児の幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育、就学前障害児の発達支援施設、認可外保育施設等の利用料（保育料）の無償化を実施し、保護者の負担を軽減します。	保育課 子ども未来課 児童発達支援センター いづみの学園
11 家庭保育室保護者助成金	家庭保育室を利用する3歳未満児の保護者に対して、経済的負担の軽減を図ります。	保育課
12 パパ・ママ応援ショップ優待カード	協賛店舗で提示することにより割引などのサービスが受けられる優待カードを18歳までの子ども又は妊婦がいる家庭に配付します。	子ども未来課
13 3キュー子育てチケット	子どもが3人以上いる多子世帯の子育てを応援するため、おむつ・ミルクの購入代やマタニティケアなどのサービスに利用することができる「3キュー子育てチケット」について、周知をします。	子ども未来課

第4章 具体的な施策の展開

(5) 地域における子育て支援の充実

地域子育て支援拠点事業については利用者が年々増加しています。また、児童館については、現在東側地区の1館のみとなっていることから、西側地区の設置を希望する声が多く上がっています。

核家族化の進行等により、子育て世帯が孤立することのないよう、親子と地域の人々がつながりを持ち、仲間を作りながら楽しく子育てができる環境づくりに努めます。

【主な施策事業】

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
1 地域子育て支援拠点事業 ★ (子育て支援センター、児童館等)	乳幼児とその保護者を対象に親子が交流を行う場所を提供し、子育てに関する相談や情報提供を行います。	子ども未来課
2 児童館事業（再掲）	18歳未満の地域の全ての子どもの遊び、活動の拠点や居場所として、機能の充実を図るとともに、地域子育て支援拠点として位置づけ、乳幼児の親子に交流の場を提供します。また、地域における世代間交流の促進を図ります。	子ども未来課
3 重点的取組事業【5】 児童館整備事業	18歳未満の全ての子どもの遊びの拠点、居場所として市の西側に児童館を整備します。	子ども未来課
4 子育て援助活動事業 ★ (ファミリー・サポート・センター)	育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人を結ぶ事業です。地域全体で子育て家庭を支える環境づくりを推進します。	子ども未来課
5 子育てサークルの支援事業	子ども会や子育てサークル等に、活動場所や情報を提供し、地域における子育て支援の充実を図ります。 また、子育てサークル等の代表者による情報交換活動を支援し、ネットワークづくりを推進します。	子ども未来課
6 世代間交流事業	保育所や児童館などで、地域や社会福祉協議会等と連携し、世代間交流ができるような行事を実施します。	保育課 子ども未来課
7 地域交流事業 (あそぼう会)	保育所の在園児と地域の子どもの交流をとおして、地域の親子の支援につながるよう、公立保育所の園庭で、保育士がリズム体操や季節ごとの遊びなどを提供します。	保育課

事 業 名	方策（事業）の内容	担 当 課
8 地域子育て支援事業 (園庭開放)	子育て中の親子が地域の人々とつながりを持つよう、公立保育所の園庭を開放し自由に遊べる場を提供します。	保育課
9 子ども会活動支援事業	地域にある子ども会に参加しやすい状況を目指し、自治会活動を通じて様々な体験ができるよう自治会へ要請を図ります。そのために、本計画の実施期間中も、自治会館の整備、備品購入、地域広場等への助成を行います。	自治文化課
10 協働推進提案事業	引き続き、地域の活動支援及び新たな社会資源の発掘を支援します。	自治文化課
11 市民活動支援事業	地域住民の活動の促進を図り、地域の人材を育成するため、市民活動サポートセンターと桶川市社会福祉協議会が連携し、市民団体の育成及び支援を行います。	自治文化課
12 居場所の提供	市内4公民館のリニューアルにあたり設けたラウンジなどにおいて、子どもたちを含めた部屋利用以外の市民の居場所を提供します。	公民館
13 桶川み・ら・い塾人材バンク	子育て支援ができる人材の確保を図り、市民による子育て支援の仕組みを構築するために、人財バンクの利用を促進し、人財バンク登録者及び職員出前講座の該当講座に関して、利用等の希望に対応します。	生涯学習文化財課



～ 結婚・子育てを応援します～

<SAITAMA出会い系サポートセンター>

埼玉県

結婚を誠実に希望する独身男女に出会い系の機会を提供する埼玉県の公的な結婚支援センターです。出会い系から交際、結婚まで丁寧にサポートします。

<みんなの食堂 しゃきょう食堂>

桶川市社会福祉協議会

子どもの健全育成や高齢者の社会参加促進を図るとともに、世代間交流により地域社会全体の活性化を図ることを目的として「しゃきょう食堂」(子ども食堂)を毎月第1金曜日と第3金曜日に実施しています。子ども(高校生まで)は無料、大人は300円で食事をすることができます。

<在宅家事援助オケちゃんサービス>

桶川市社会福祉協議会

市民相互の助け合い活動による会員制度(利用会員・協力会員)で、掃除、洗濯、買い物、調理などの家事が大変な方に対し、有償で家事援助サービスを行っています。

高齢者や障害者、ひとり親家庭、出産時やケガ等により家事を行うことが困難な方が対象です。

<桶川市シルバー人材センターの家事援助>

桶川市シルバー人材センター

桶川市シルバー人材センターは、「高齢者の雇用安定等に関する法律」に基づき、国・県・所轄自治体から助成・支援を受けて運営する公益的・公共的な非営利集団です。会員による自主的・主体的な運営をすることと、会員一人一人の豊かな経験と知識を活かして協力しながら働くことを理念としています。掃除、洗濯、留守番、買い物、食事作り、庭木の手入れなど、様々な依頼に対応しています。



第5章 法定事業の量の見込みと確保方策

第5章 法定事業の量の見込みと確保方策

1 法定事業の量の見込みと確保方策の概要

支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、地域子ども・子育て支援事業を提供する「教育・保育提供区域」を定め、区域ごとに事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとしています。

目標事業量の設定が定められている事業一覧

教育・保育施設及び地域型保育事業

○施設型給付

- ・幼稚園
- ・保育所（園）
- ・認定こども園

○地域型保育給付

- ・小規模保育事業
- ・家庭的保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）
- ② 時間外保育事業（延長保育）
- ③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
- ⑥ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑦ 地域子育て支援拠点事業
- ⑧ 一時預かり事業（一時保育）
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑪ 妊婦健康診査
- ⑫ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 教育・保育提供区域の設定

本市の区域設定については、児童人口の推計や現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案した結果、市全体を1区域で設定しました。

【区域設定の際のポイント（抜粋）】

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案する。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。
- 区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

保育の必要性の認定

支援法では、保育所（園）や認定こども園、小規模保育施設の利用を希望する場合、市町村に対して「支給認定申請書」を提出し、施設を利用するための「保育の必要性の認定」を受けることとなっています。保護者から申請を受けた市町村は、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給します。

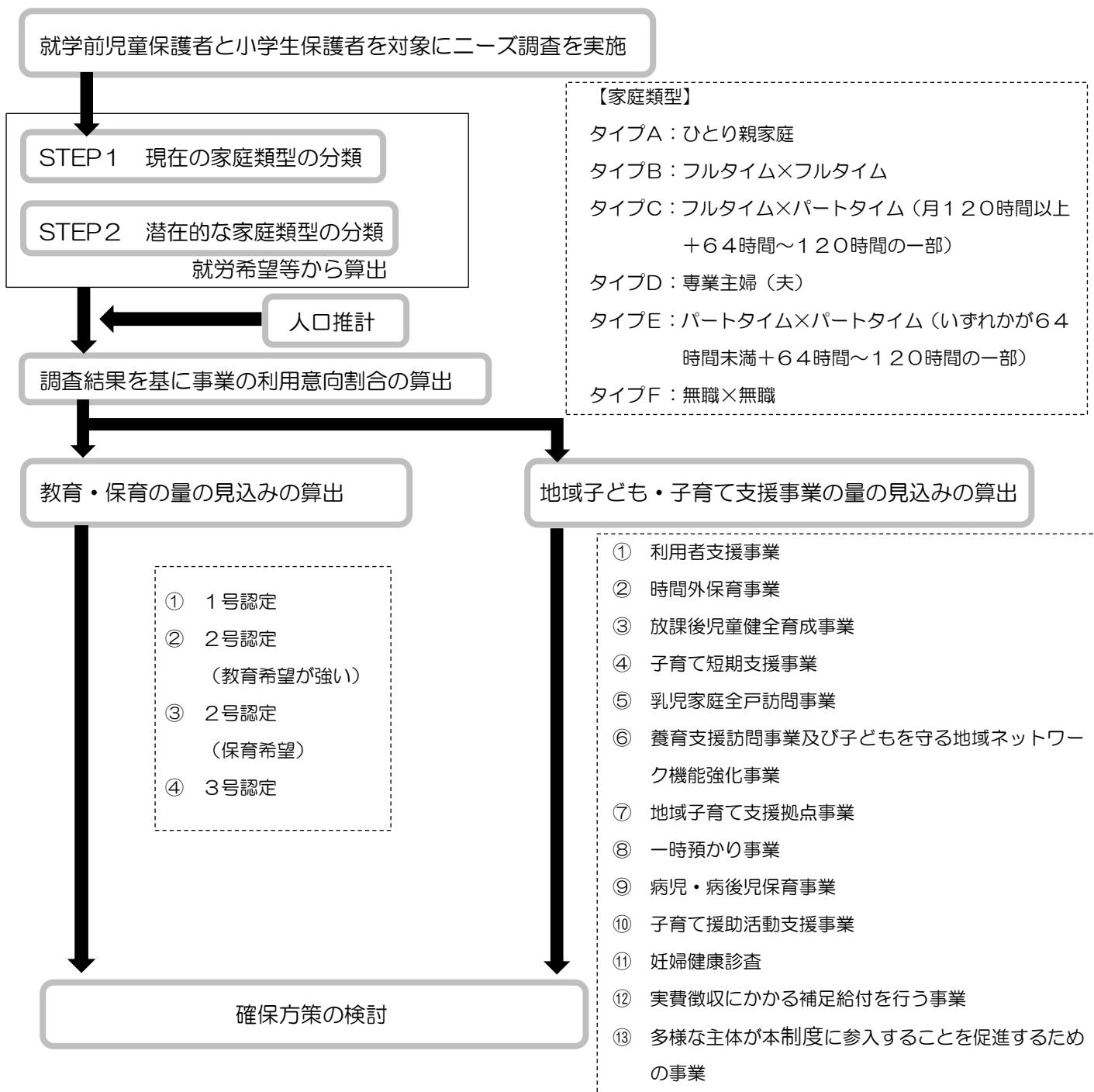
認定区分と提供施設

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上で学校教育のみの子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた子ども	保育所（園） 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた子ども	保育所（園） 認定こども園 小規模保育施設

(2) 教育・保育、地域子ども子育て支援事業の量の見込みの算出

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出にあたり、市民の子育てに関する生活実態や要望・意見を把握するため、就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象に子ども・子育て支援に関するニーズ調査を行いました。この結果を基に国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」と「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」に基づき、本市の地域特性と利用実績を検証しながら各事業の「量の見込み」を算出しました。

ニーズ量の算出方法



2 子ども・子育て支援事業計画の評価

「桶川市子ども・子育て支援事業計画」は、支援法に基づく平成27年度から平成31年度までの計画です。市町村は地域のニーズと利用実績等を検証し、計画期間における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと目標確保数を設定することが必須事項となっており、当市においても5年間の量の見込みと確保数を設定しました。しかし、計画で見込んだ数値と実際の利用者数に乖離が生じたことから、計画期間の中間年である平成29年度に見直しを行い、平成30年度と平成31年度の量の見込みと確保数を実態に近い数値に修正しました。

計画の進捗状況については毎年確認を行い、進捗状況報告書の公表を行っています。平成30年度までの主な評価は、以下のとおりです。

●目標を達成できた事業

- ① 教育事業
- ② 保育事業の2号認定
- ③ 保育事業の3号認定（1～2歳）
- ④ 利用者支援事業
- ⑤ 放課後児童健全育成事業
- ⑥ 病児・病後児保育事業

計画の目標確保数に対して、実績確保数が上回る形になっています。特に、保育事業については、平成27年度の実績確保数が1,118人となっていましたが、平成30年度には実績確保数が1,335人となっており、217人の定員拡大を図ることができました。また、放課後児童健全育成事業についても、平成27年度は確保実績数が454人となっていましたが、平成30年度には実績確保数が644人となっており、190人の定員拡大を図ることができました。

●目標を達成できていない事業

- ① 保育事業の3号認定（0歳）
- ② 地域子育て支援拠点事業

3号認定（0歳）については、目標確保数に対して実績確保数が下回っており、目標達成率が約90%となっています。また、子育て支援拠点事業については、本市の西側に児童館を設置する目標を立てていますが、場所の確保ができず、目標確保数を達成できていません。3号認定（0歳）の定員拡充と子育て支援拠点の整備については、引き続き重点的に取り組んでいきます。

また、現在は目標確保数を確保することができている教育・保育事業、放課後児童健全育成事業についても、今後女性就業率の増加が見込まれることや幼児教育・保育の無償化等の影響からニーズが高まることが予想されます。施設の利用を希望する全ての子どもが必要な保育を受けることができるよう、引き続き受け入れ枠の拡大に努めています。

第5章 法定事業の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育事業及び放課後児童健全育成事業の利用実績

単位：人

事業名	利用実績数				備考 (※1)	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
教育事業	3～5歳	969	936	939	982	3月末現在
保育事業		1,065	1,100	1,178	1,163	
2号認定	3～5歳	546	557	617	584	
3号認定	0歳	111	107	102	108	3月末現在
	1～2歳	408	436	459	471	
放課後児童健全育成事業		468	501	537	627	5月1日現在

※1 教育・保育事業と放課後児童健全育成事業で参照月日が異なる理由は、特別な事由（小学校の長期休暇等）がなく、利用人数が最も多くなると考えられる数値を用いているためです。

教育・保育事業：0歳児が入所する人数が最も多い3月末現在の数値。

放課後児童健全育成事業：長期休暇（春季休暇）が終わり、通常入室児童のみが入室する5月1日現在の数値。

(2) 法定事業の進捗状況

単位：人

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成30年度目標達成度(※2)	
教育事業	3～5歳	目標確保数	2,000	2,000	2,000	1,245	1,245	121.3%
		実績確保数	1,663	1,597	1,685	1,510	—	
保育事業		目標確保数	1,068	1,090	1,110	1,232	1,232	108.4%
		実績確保数	1,118	1,160	1,150	1,335	—	
2号認定	3～5歳	目標確保数	538	515	490	640	640	107.3%
		実績確保数	522	512	514	687	—	
3号認定	0歳	目標確保数	101	116	131	131	131	89.3%
		実績確保数	111	117	119	117	—	
	1～2歳	目標確保数	429	459	489	461	461	115.2%
		実績確保数	485	531	517	531	—	
利用者支援事業		目標確保数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	100.0%
		実績確保数	0か所	0か所	1か所	1か所	—	
時間外保育事業（延長保育）		目標確保数	296	374	452	530	608	—
		実績確保数(利用者数)	233	217	314	657	—	
放課後児童健全育成事業		目標確保数	475	505	535	624	624	103.2%
		実績確保数	454	494	564	644	—	
子育て短期支援事業（ショートステイ）		目標確保数	—	—	—	—	—	—
		実績確保数	—	—	—	—	—	
乳児家庭全戸訪問事業		目標確保数	514	499	488	477	469	—
		実績確保数(利用者数)	470	436	479	432	—	
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業		目標確保数	—	—	—	—	—	—
		実績確保数	—	—	—	—	—	
子育て支援拠点事業		目標確保数	6か所	6か所	6か所	6か所	7か所	85.7%
		実績確保数	6か所	6か所	6か所	6か所	—	
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（一時保育）		目標確保数	16,560	21,510	26,460	31,410	36,360	—
		実績確保数(利用者数)	14,123	23,081	23,443	38,834	—	
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（一時保育）以外		目標確保数	4,097	4,647	5,197	6,997	7,547	—
		実績確保数(利用者数)	4,280	5,701	5,359	5,895	—	
病児・病後児保育事業		目標確保数	976	976	976	976	976	100.0%
		実績確保数	968	984	972	976	—	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）		目標確保数	751	751	751	751	751	—
		実績確保数(利用者数)	450	459	343	216	—	
妊婦に対する健康診査		目標確保数	510	495	484	474	466	—
		実績確保数(利用者数)	484	520	479	439	—	

※2 目標達成度は、平成30年度実績確保数を平成31年度目標確保数で除した数字。

実績確保数が利用者数の事業及び実施していない事業は、目標達成度の算出をしていません

3 教育・保育の確保方策

ニーズ調査において、平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、現在利用していると回答した人が約7割、利用していないと回答した人は約3割という結果が出ており、多くの子どもが教育・保育施設を利用していることが分かります。

利用している施設として最も多いのは認可保育所で、次いで認定こども園、幼稚園と続きます。

また、今後利用を希望する施設は、幼稚園が最も多く、次いで認定こども園、認可保育所となっており、教育を受けさせたいと考えている人が多い傾向にあります。

母親が職場復帰を希望した子どもの年齢は、1歳が約3割と最も多く、次いで1歳6か月が約2割、3歳が約1割となっています。実際に職場復帰をした時の子どもの年齢は、1歳が約2割と最も多くなっており、次いで0歳11か月が約1割となっています。職場復帰の希望時期に対して、実際の復帰時期の方が早い傾向にあり、子どもが0歳2か月から1歳までに復帰した人が多くなっています。

平成27年の国勢調査において、本市における20代～50代の女性の就業率は、60%～70%程度で推移していますが、30歳～44歳の子育て世代の就業率は一旦下がっており、いわゆるM字カーブを描いています。国は「子育て安心プラン」において、今後、女性の就業率が80%となる見通しを立てるとともに、このM字カーブを解消するために、質の高い教育・保育の確保の必要性を示しています。

女性の働き方が、結婚・出産・育児と大きく関わっており、就労形態も多様化してきていることから、本市においても、今後、さらに働く女性が安心して利用できる教育・保育の環境整備が必要となってきます。

このような現状をふまえ、支援法による認定区分（1号～3号）ごとに、今後5年間の量の見込み（推計利用者数）を算出し、確保数を設定しました。

量の見込みは、ニーズ調査の結果と本市の教育・保育の利用状況を勘案して算出しました。確保数については、市内にある教育・保育施設の定員数を勘案し、設定しました。

(1) 満3歳以上の子どもの教育利用（1号認定・2号認定教育利用）

市内の幼稚園は私立が4園、認定こども園が3園あります。量の見込みに対して、幼稚園と認定こども園の教育利用については、確保数が充足しています。

今後は、女性の就業率の増加が見込まれることや幼児教育・保育の無償化等の影響から保育ニーズが高まることが予想されるため、令和4年度を目途に幼稚園に対して認定こども園への移行を働きかけていきます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,027	956	876	820	790
1号認定	597	555	508	476	459
2号認定 (教育利用)	430	401	368	344	331
②確保数	1,510	1,510	1,430	1,430	1,430
幼稚園	1,120	1,120	840	840	840
認定こども園	390	390	590	590	590
過不足数（②-①）	483	554	554	610	640

(2) 保育利用（2号認定・3号認定）

市内の保育施設は、認可保育所と認可外保育所あわせて計23か所あります。

認可保育所は公立が4か所、私立が6か所の計10か所で、認定こども園は3園、小規模保育施設については5か所あります。認可外保育所は、家庭保育室が2か所、事業所内保育施設が3か所となっています。

今後増加が見込まれる0～2歳児の保育ニーズについては、認定こども園と民間保育園の整備を目指し、認可保育所での受け入れ枠の拡大を図ります。

また、認可外保育所については、地域型保育への移行を働きかけていきます。

【2号認定】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	623	666	696	745	717
②確保数	646	646	726	726	726
保育所・認定こども園	603	603	683	683	683
認可外保育施設	43	43	43	43	43
過不足数（②-①）	23	△20	30	△19	9

【3号認定 0歳児】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	120	118	117	117	115
②確保数	114	114	123	123	123
保育所・認定こども園	83	83	92	92	92
小規模保育施設	24	24	24	24	24
認可外保育施設	7	7	7	7	7
過不足数（②-①）	△6	△4	6	6	8

【3号認定 1・2歳児】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	518	494	502	495	490
②確保数	497	497	545	545	545
保育所・認定こども園	399	399	447	447	447
小規模保育施設	71	71	71	71	71
認可外保育施設	27	27	27	27	27
過不足数（②-①）	△21	3	43	50	55

4 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

支援法に規定された13事業について、今後5年間の量の見込み（推計利用者数）と確保数を設定しました。

量の見込みは、ニーズ調査の結果と各事業の利用状況を勘案して算出しました。確保数については、市内にある当該施設の定員数等を基に設定しました。

（1）利用者支援事業

1 本市における事業名	子育て世代包括支援センター（愛称「オケちゃる」）
2 事業の概要	保育所、幼稚園、認定こども園等の施設や地域の子育て支援に関する情報を集約し、子どもや保護者が適切にサービスを選択し、利用することができるよう必要な情報提供を行います。また、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。
3 確保方策の考え方	1か所で実施しています。 「子育て世代包括支援センター」（愛称「オケちゃる」）に配置している妊娠・出産・産後・育児の相談を行う「母子保健コーディネーター」と、子育てに関する相談、情報提供を行う「子育てコンシェルジュ」を中心に、妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援を行っていきます。 子育てや保健、教育、福祉など、様々な分野での相談に応じられるよう関係機関や専門機関と連携をとりながら事業の充実を図ります。

【基本型・特定型】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【母子保健型】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 時間外保育事業

1 本市における事業名	延長保育事業
2 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所における通常の保育時間を延長して保育を行います。
3 確保方策の考え方	公立保育所4か所と私立保育所（園）6か所、小規模保育施設5か所の計15か所で実施しています。 量の見込みに対し、確保数は充足していますが、利用者の増加があった場合は希望者全員が利用できるよう体制を整えています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	577	562	555	550	537
②確保数	660	660	660	660	660
過不足数②-①	83	98	105	110	123

(3) 放課後児童健全育成事業

1 本市における事業名	放課後児童クラブ
2 事業の概要	<p>保護者が就労等により専門家庭にいない小学生に対し、放課後に学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。</p>
3 確保方策の考え方	<p>本市における小学生の父母の就労状況は、父親はフルタイムで働いている人が大半を占めており、母親は就労している人が全体の約7割で、就労形態はパート・アルバイトで就労している人が約5割と最も多く、フルタイムで就労している人が約3割、就労していない人が約2割となっています。</p> <p>また、現在働いていないと回答した母親を対象に今後の就労希望を聞いたところ、約6割が就労したいと回答しており、希望する就労形態についてはパート・アルバイトが多くを占めています。放課後児童クラブを現在利用していると回答した人が約2割となっており、そのうち公立の施設を利用していると回答した人は約15%、民間の施設を利用していると回答した人が約5%となっています。</p> <p>今後放課後児童クラブを利用したいと考えている人の利用形態としては、夏休みなどの長期休暇中に利用したいと考えている人が約5割と最も多く、次いで平日に利用したいと回答した人が約2割となっています。長期休暇等学校が休みの期間、子どもを預けたいと考える人が多いことが分かります。</p> <p>現在、放課後児童クラブは、公立の放課後児童クラブが7か所（13支援単位）、民営の放課後児童クラブが5か所（6支援単位）の計12か所（19支援単位）あります。</p> <p>今後も女性就業率の上昇が見込まれており、放課後児童クラブのニーズは更に増加していくものと考えられます。そのため令和3年度に桶川東放課後児童クラブの建替えを行うなど、早期の待機児童解消を目指し、受け入れ枠の拡大に努めます。</p> <p>また、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」に沿って、放課後子供教室との更なる連携を図り、既存の放課後児童クラブの枠組みにとらわれず、放課後及び学校長期休暇期間中における児童の居場所の整備を目指します。</p>

4 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	777	772	757	742	731
1年生	252	249	242	237	233
2年生	213	211	205	201	197
3年生	174	172	167	163	161
4年生	119	121	123	121	120
5年生	16	16	17	17	17
6年生	3	3	3	3	3
②確保数	714	751	781	781	781
過不足数（②-①）	△63	△21	24	39	50

○ 放課後子供教室

「放課後子供教室」（通称「あいあい広場」）は、市内小学校全7校で運営しています。本計画の実施期間中に放課後児童クラブとの更なる連携を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保数	7校	7校	7校	7校	7校

(4) 子育て短期支援事業

1 本市における事業名	子育て短期支援事業（ショートステイ）
2 事業の概要	保護者が疾病や育児疲れ等により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等の保護を適切に行うことができる施設で養育を行います。
3 確保方策の考え方	現在実施していない事業です。 ニーズ調査結果においても、利用希望者はいませんでしたが、定期的に市民のニーズを確認し、広域利用の観点も含め、近隣市町村と連携をしながらショートステイ及びトワイライトステイの実施を検討します。

第5章 法定事業の量の見込みと確保方策

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

1 本市における事業名	こんにちは赤ちゃん訪問事業
2 事業の概要	生後4か月までの乳児がいる家庭に、保健師及び訪問員が全戸訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認するほか、母親の相談に応じます。
3 確保方策の考え方	地区担当保健師と主任児童委員や助産師等の専門職の訪問員で実施します。 対象となる乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児家庭の孤立化を防ぎ、母親同士の交流の場を提供して地域での仲間づくりを進めることで、乳児の健全な育成環境を整えます。また、産後ケア事業の拡充を図ります。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	401	397	393	390	387
確保数	477	472	468	464	461

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

1 本市における事業名	養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会実務者会議
2 事業の概要	<p>【養育支援訪問事業】</p> <p>子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求めることが困難な家庭に対して、専門的な知識を有する支援員等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭の抱える養育上の諸問題を軽減します。</p> <p>【要保護児童等に対する支援に資する事業】</p> <p>桶川市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関の職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の強化とネットワーク機関の連携強化を図ります。</p>
3 確保方策の考え方	養育支援訪問事業については、現在実施していません。今後具体的な事業の実施を検討します。 要保護児童等に対する支援に資する事業については、桶川市要保護児童対策地域協議会を積極的に活用し、子どもを守る地域ネットワークとして有効に機能させ、関係機関の連携を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

1 本市における事業名	地域子育て支援拠点事業
2 事業の概要	乳幼児とその保護者を対象に、親子が交流を行う場所を提供し、子育てに関する相談や情報提供を行います。
3 確保方策の考え方	<p>ニーズ調査における地域子育て支援事業の利用状況については、市の子育て支援センターを利用したことがあると回答した人が約5割と最も多く、続いて市の児童館を利用したことがあると回答した人が約3割いました。児童館については、現在東側地区の1館のみとなっていることから、西側地区の設置を希望する声が多く上がっています。</p> <p>地域子育て支援拠点は、市直営の子育て支援センターが2か所、民間の子育て支援拠点が2か所、認定こども園の子育て支援拠点が1か所、児童館が1か所の計6か所となっています。</p> <p>乳幼児とその保護者が同じ地域に住む親子と活発に交流できるよう子育てサロンの充実を図ります。</p> <p>また、18歳未満の地域の全ての子どもの遊び、活動の拠点や居場所とともに、地域子育て支援拠点として乳幼児の親子に交流の場を提供するため、西側地区に児童館を整備します。</p>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	34,012	32,764	33,056	32,632	32,296
確保施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	7か所

第5章 法定事業の量の見込みと確保方策

(8) 一時預かり事業

【一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）】

1 本市における事業名	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）
2 事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）します。
3 確保方策の考え方	私立幼稚園4園、認定こども園3園の計7園で預かり保育を実施しています。 利用方法の周知を行うとともに、利用希望者全員が利用できるよう環境の整備を進めていきます。

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	42,502	41,770	40,481	40,304	38,813
②確保数	40,000	40,000	39,000	39,000	39,000
過不足数（②-①）	△ 2,502	△ 1,770	△ 1,481	△ 1,304	187

【一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）】

1 本市における事業名	一時保育事業
2 事業の概要	全ての0～5歳児を対象とし、保護者の事情により一時的に子どもを預けることができます。
3 確保方策の考え方	私立保育所（園）3か所、小規模保育施設4か所の計7か所で実施しています。 利用方法の周知を行うとともに、利用希望者が利用しやすい環境を整えていきます。

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10,681	10,384	10,283	10,191	9,960
②確保数	7,485	8,516	9,547	10,578	11,609
過不足数（②-①）	△ 3,196	△ 1,868	△ 736	387	1,649

4 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

(9) 病児・病後児保育事業

1 本市における事業名	病児・病後児保育事業
2 事業の概要	子どもが病気又は病気回復期のため、集団保育等が困難な時期に病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に看護・保育を行います。
3 確保方策の考え方	実施施設は1か所で、一日当たりの定員は4名となっています。 量の見込みに対して、確保数は充足しています。 現在実施している病児・病後児保育事業の周知に努めています。

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	197	192	189	188	183
②確保数	976	976	976	976	976
過不足数（②-①）	779	784	787	788	793

(10) 子育て援助活動支援事業

1 本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
2 事業の概要	生後10か月から小学生までの子どもがいる家庭を対象とした事業です。育児の援助を受けたい保護者（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（協力会員）が会員登録をし、提供会員が依頼会員に対して子どもの預かり等、育児の手助けを行います。
3 確保方策の考え方	1か所で実施しています。 量の見込みに対し、確保数は充足しています。今後は事業の周知を図り、依頼会員と協力会員の増加を目指し、地域全体で子育てを支える環境づくりに努めます。

第5章

単位：延べ利用人数（人）／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	350	350	346	343	338
②確保数	686	686	686	686	686
過不足数（②-①）	336	336	340	343	348

第5章 法定事業の量の見込みと確保方策

(1 1) 妊婦健康診査事業

1 本市における事業名	妊婦健康診査
2 事業の概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、1人あたり14回分の妊婦健康診査の費用を一部助成します。
3 確保方策の考え方	市が委託している医療機関において、妊婦健康診査を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	477人 5,781回	471人 5,709回	465人 5,636回	462人 5,599回	458人 5,551回

(1 2) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

1 本市における事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業
2 事業の概要	本市が定めた利用者負担額に教育・保育施設が上乗せ徴収を行う場合、施設利用者の実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行います。
3 確保方策の考え方	国が設定する対象範囲と上限額を基に、助成の検討を行います。

(1 3) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

1 本市における事業名	多様な主体の参入促進事業
2 事業の概要	新たに開設された施設が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間を要することから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進します。
3 確保方策の考え方	新規施設等に対する実地支援、相談・助言、連携施設のあつせん等を実施します。

第6章 計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

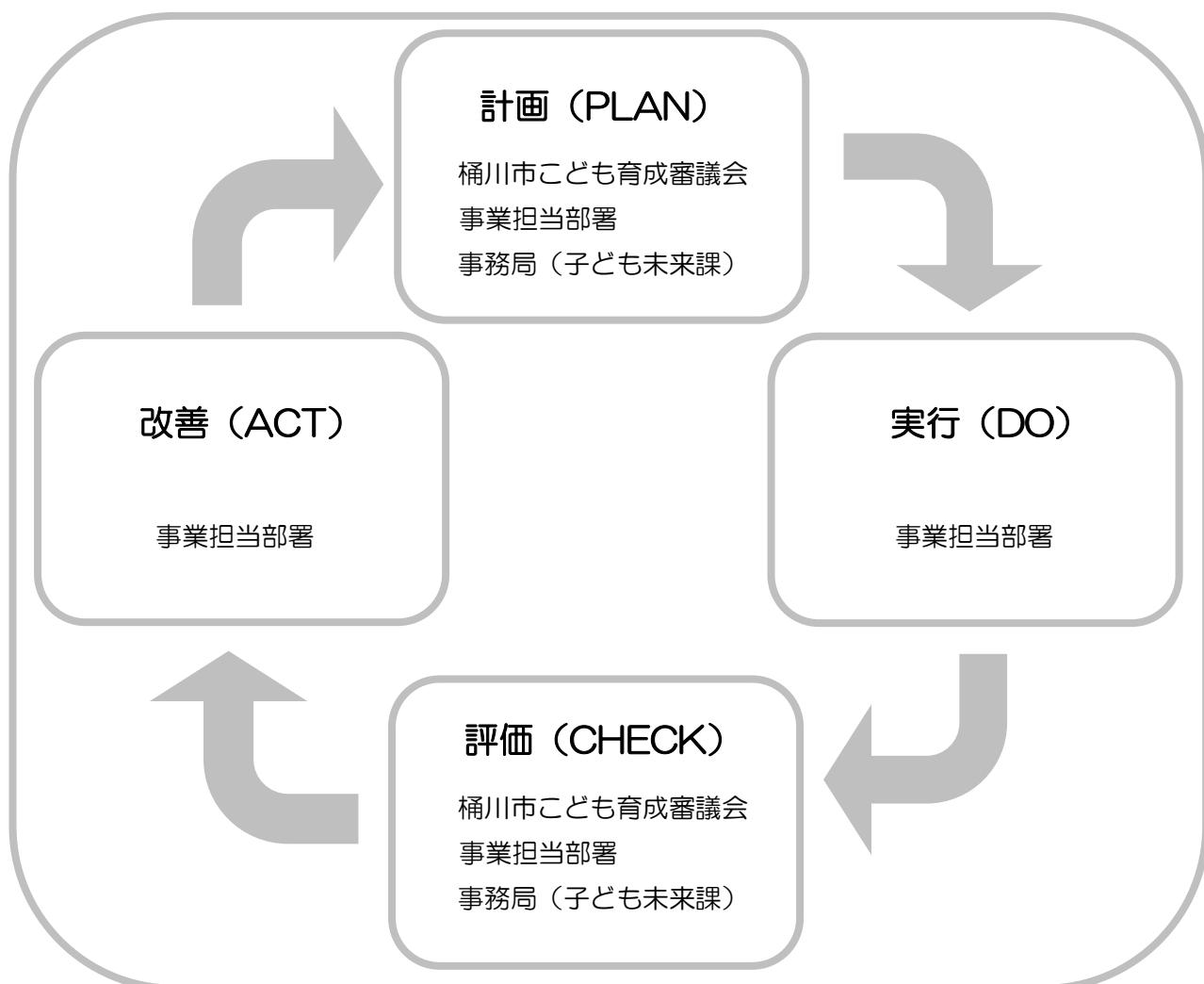
本計画の推進については、行政だけではなく、家庭をはじめ、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校、地域、企業等と様々な分野との関わりが必要となっています。子育て支援に関する諸機関と連携・協働をしながら、計画の着実な推進に取り組んでいきます。

2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、進行管理体制図に基づき、「桶川市こども育成審議会」において、本計画の進捗状況等について報告し、点検・評価を受けるとともに、その結果や内容を施策の見直し等に反映させることとします。

また、進捗状況や点検・評価を行った結果については、毎年度ホームページ等で公表を行います。

【進行管理体制図】



資 料 編

1 計画策定の経過

日 程	内 容
平成 29 年 度	3月 1日 桶川市こども育成審議会委員公募 3月23日
平成 30 年 度	8月17日 平成30年度第1回桶川市こども育成審議会
	10月24日 平成30年度第1回桶川市子ども・子育て支援事業計画 府内検討委員会
	11月 8日 平成30年度第2回桶川市こども育成審議会
	11月21日 桶川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施 （2,000通送付） 12月 7日
	2月 4日 平成30年度第2回桶川市子ども・子育て支援事業計画 府内検討委員会
	2月13日 平成30年度第3回桶川市こども育成審議会
令 和 元 年 度	4月18日 平成31年度第1回桶川市子ども・子育て支援事業計画 府内検討委員会
	4月24日 平成31年度第1回桶川市こども育成審議会
	6月27日 令和元年度第2回桶川市子ども・子育て支援事業計画 府内検討委員会
	7月 4日 令和元年度第2回桶川市こども育成審議会
	8月27日 令和元年度第3回桶川市子ども・子育て支援事業計画 府内検討委員会
	9月 2日 令和元年度第3回桶川市こども育成審議会
	10月18日 令和元年度第4回桶川市子ども・子育て支援事業計画 府内検討委員会
	10月30日 令和元年度第4回桶川市こども育成審議会
	11月14日 パブリック・コメント実施 12月27日
	2月 7日 令和元年度第5回桶川市子ども・子育て支援事業計画 府内検討委員会
	2月19日 令和元年度第5回桶川市こども育成審議会

2 桶川市こども育成審議会委員名簿 (◎は会長、○は副会長)

(敬称略)

団体・機関		所 属	氏 名	
学識	大学講師	(元) 高崎健康福祉大学	◎ 櫻井 邦夫	
子育て運営機関	認可保育施設	さくら保育園	吉川 尚宏 (令和元年 10月 29 日まで)	石川 桂子 (令和元年 10月 30 日から)
	認可外保育施設	聖友保育園	福岡 信幸	
	子育て支援団体	Coccoひろば坂田	宇田 恵子 (平成 31 年 4月 23 日まで)	水谷 有貴子 (平成 31 年 4月 24 日から)
	私立幼稚園	桶川市私立幼稚園協会	関口 瑞代	
	市内企業	埼玉ヤクルト販売(株)	岡田 一美	
公的機関	校長会	桶川市立小・中学校 校長会	須田 肇	
	児童相談所	中央児童相談所	広瀬 正幸 (平成 31 年 4月 23 日まで)	西川 達男 (平成 31 年 4月 24 日から)
	警察署	上尾警察署	諸橋 祐志 (平成 31 年 4月 23 日まで)	青木 和登 (平成 31 年 4月 24 日から)
	保健所	鴻巣保健所	鈴木 しげみ	
	社会福祉協議会	桶川市社会福祉協議会	佐藤 正義	
保護者団体	保育所連合会	桶川市保育所父母の会 連合会	荻野 原太 (平成 31 年 4月 23 日まで)	児玉 菜美 (平成 31 年 4月 24 日から)
	学童保育連合会	桶川市学童保育連合会	田島 麻奈 (平成 31 年 4月 23 日まで)	大野 幸子 (平成 31 年 4月 24 日から)
	PTA 連合会	桶川市 PTA 連合会	濱田 佳枝 (平成 31 年 4月 23 日まで)	金子範子 (平成 31 年 4月 24 日から)
	障害児団体	いすみの学園 OB 会	中村 春枝	
市民	民生委員	桶川市民生委員・児童委員 協議会主任児童委員	松田 博子 (平成 31 年 4月 23 日まで)	五十嵐 明美 (平成 31 年 4月 24 日から)
	公募		○ 吉村 史朗	
	公募		三上 利恵	

3 桶川市こども育成審議会条例

○桶川市こども育成審議会条例

平成17年3月29日

条例第16号

改正 平成17年6月27日条例第27号

平成20年3月28日条例第8号

平成25年6月26日条例第26号

平成30年3月29日条例第1号

(設置)

第1条 次世代を担う子どもたちが、健やかに育つ社会の形成に寄与するため、桶川市こども育成審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援等に関する事項について調査審議すること。
- (2) 桶川市次世代育成支援行動計画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び市長に意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定により、同項各号に掲げる事務を処理すること。

(平成25条例26・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、知識経験者、関係団体の代表者及び市民のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するように努めるものとする。

(平成25条例26・一部改正)

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(平成17条例27・平成20条例8・平成30条例1・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(桶川市保育所等運営審議会条例の廃止)

2 桶川市保育所等運営審議会条例（平成11年桶川市条例第9号）は、廃止する。

附 則（平成17年条例第27号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第8号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第26号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

4 用語解説

【 あ行 】

育児休業制度 (P24)

育児・介護休業法に規定される。子が1歳（保育所に入所できないなど、一定の場合は、最長2歳）に達するまで、父母ともに育児休業を取得する場合は子が1歳2か月に達するまでの間の1年間、子の養育のために勤務を休業することができる制度。

【 か行 】

家庭保育室 (P55、67)

認可外保育施設のうち、市が定めた一定の基準を満たす施設。

教育・保育施設 (P40、60、66、76)

幼稚園（未移行幼稚園を除く）・認定こども園・保育所（園）のこと。

合計特殊出生率 (P8)

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定した場合の平均の子ど�数に相当する。

子育て安心プラン (P2、66)

待機児童と「M字カーブ」の解消を目的として、国が平成29年に公表したプラン。待機児童解消に必要な保育の受け皿を確保し、待機児童ゼロを維持しながら女性就業率80%に対応するための環境を整備することとしている。

子ども・子育て関連3法 (P2)

①「子ども・子育て支援法」②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。

子ども・子育て支援新制度 (P2)

子どもと子育てを支援する制度として、平成27年4月に施行された。この制度により、①認定こども園、幼稚園、保育所（園）に対する給付と小規模保育等への給付の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の子ども・子育て支援（地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど）の充実が図られた。

コーホート変化率法 (P9)

同じ年次に生まれた男女、年齢別人口を出発点とし、過去における実績人口の情勢から「変化率」を求め、それを適用して将来人口を計算する方法。

【 さ行 】

事業所内保育事業 (P60)

地域型保育事業の1つで、企業・病院などが職場の労働力確保と福利厚生サービスの一環として、事業所内の建物などの一部を使用して行っている保育施設で、事業所などの就労者の子どもに加え、地域の子どもを入所対象としている。

児童虐待 (P2、3、31、35、39、50、51)

身体的虐待、心理的虐待（言葉によるおどしや無視）、ネグレクト（育児放棄・怠慢）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。

児童の権利に関する条約 (P34、52)

18歳未満を「児童」と定義し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准した。

児童発達支援センター (P30、31、39、49)

障害児の通所施設で、日常生活における基本的動作の指導を行ったり、知識や技能の付与又は集団生活への適応訓練などを行ったりする施設。

小規模保育施設 (P61、67、69、74)

地域型保育事業の1つで、0歳児～2歳児を対象とした6人～19人までの保育を実施する事業。

食育 (P43、45)

食を通して、親子のつながりを深め、子どもの豊かな心と体の育成を図るとともに、家庭や地域の中で、1人ひとりが食べることの意味を理解し、健康向上につながる良好な食生活を実践できる力を育む。

新・放課後子ども総合プラン (P39、70)

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることを内容とした放課後児童対策のプラン。

【 た行 】

地域型保育事業 (P40、60)

子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。

地域子育て支援拠点 (P20、31、39、56、60、62、63、73)

子育て中の孤立感、負担感を緩和するため、子育て親子の交流促進、育児不安に対する相談指導及び情報提供等、子育てに関する様々な援助活動を行う拠点。

【 な行 】

認可保育所 (P16、40、55、66、67)

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防火管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設。保護者の就労等のために子どもを家庭で保育できない場合に、0歳児から小学校就学前までの子どもを預かる保育所。

認定こども園 (P16、28、39、40、41、49、55、61、66、67、68、73、74、78)

幼稚園や保育所（園）のうち、①幼児教育、②保育、③地域子育て支援を一体的に提供する施設について、設置者の申請に基づき知事が認定するもの。構成する施設の種類によって幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の4つの類型がある。幼稚園と保育所（園）の両方の機能を併せ持つため、親が働いている、いないに関わらず利用できる（類型による）。

【 は行 】

発達障害 (P26、27、49、52)

自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

放課後子供教室 (P28、29、39、46、47、70、71)

全ての子どもを対象として、放課後、小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれるよう地域の人々の参画を得て、交流活動や様々な体験・学習活動を実施するもの。

放課後児童クラブ (P17、18、28、29、30、31、39、46、47、60、70、71)

保護者が就労等により戸籍家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学校の空き教室等の適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

【 や行 】

要保護児童対策地域協議会 (P50、60、72、89)

子育てに関わるリスク家庭（児童虐待等）の早期発見及び支援機能を強化するため、府内の関係部局のほかに、警察署、民生委員児童委員協議会、保育所（園）、幼稚園、医療機関など様々な機関が、関係機関として参加し、要保護児童等に関する情報共有、支援内容の協議などをを行う。

【 わ行 】

ワーク・ライフ・バランス (P2、53)

幸福で豊かな人生を送るために、自分の価値観や状況に応じた働き方の選択や、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方。

第二期桶川市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行・編集 桶川市健康福祉部子ども未来課

住 所 〒363-8501

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号

電 話 048-786-3211（代表） FAX 048-786-5882

